

長野県治水・利水ダム等検討委員会 第15回黒沢川部会 議事録

日 時 平成15年1月29日(水) 午前10時から午後2時まで

場 所 長野県 南安曇庁舎 講堂

出席者 高橋部会長以下15名

(大熊委員、藤原委員、水谷特別委員、平林特別委員 欠席)

事務局(治水・利水検討室長)

それでは定刻となりましたので、ただ今から長野県治水・利水ダム等検討委員会第15回黒沢川部会を開催いたします。開会にあたりまして、高橋部会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

高橋部会長

委員の皆さんおはようございます。なにかとお忙しい中、第15回の黒沢川部会にご出席、ありがとうございます。第14回の部会におきましては黒沢川、万水川の治水・利水に関わる財政的な報告をワーキンググループからいたしました。これを受けて治水・利水対策について審議を行ってまいりました。それから1月の25日には公聴会を開催いたしました。応募されたかた66名、うち41名のかたのご意見をいただきました。なお、追加で1名のかたが本日もご意見を寄せられておりますので後程お配りをしたいと思います。各9河川の検討委員会をやっておりますけれども、これだけの大勢の方々が公募されたということに対しては非常に感謝をしているところでございます。なお、公聴会に先立ちまして三郷村から広報が出まして、その広報の内容について多くの方々から私のところへも実はお電話をいただいておりますし、部会委員の中からも私に対してお電話もいただいております。これにつきましては直接村長に電話をいただきましたので、私とすれば出来得れば部会で審議した生のものをそのまま出して欲しかったなあと、思っております。非常にその点については遺憾に思っております。ご迷惑をお掛けしましたことに対して、部会長としてここで陳謝をしたいと思います。それから大熊委員からも一昨日お電話をいただきました。先生非常に忙しいということで、皆さんに申し訳ないと、誤って欲しいという連絡でございました。なお、治水の問題について先生は先生なりのご意見がございましたので、これはまた、まとめの中で委員会に報告したいと思っております。そういうことで本日は私とすれば最後の部会にしたいなと、こういうふうに思っております。いずれにいたしましても、公聴会の意見の皆様から感想をお聞きしながら、1つの案に、できれば私は1つの案に絞って行きたいと、こんなことで臨んでおりますので、限られた時間ではございますが、ご意見等いただきながら集約していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。ご苦労様でございます。

事務局(治水・利水検討室長)

ありがとうございました。本日の出席委員は19名中、14名でございます。条例の規定によりまして本部会は成立いたしました。それから資料ですが、先ほど部会長の方のご挨拶にもありました、当日公述出来なかったかたの原稿ということでお手元に配布してございますので、審議の参考にしていただきたいと思います。それでは部会長、議事進行の方をお願いいたします。

高橋部会長

それではこれから会議を行いたいと思います。まず本日の議事録署名人を指名したいと思っています。田宮委員と中村委員のお二人をお願いいたします。今日の部会に、私もちょっと忙しくて集約があまり出来ておりませんが、夕べ私なりに今日の部会の参考資料として作ってまいりましたのでこれから事務局に配布させますので、これらを参考にして集約をしていただければ、とこんなように思いますので、よろしくをお願いいたします。それではまず公聴会のまとめでございますけれども、公聴会を実施いたしまして、各部会の委員の方々が感想なり、ご意見等いただきたいと思っておりますので、発言のあるかたからお願いをしたいと思います。はい、どうぞ。

宮澤（敏）委員

大変意義深い公聴会だったというふうに、私はそれぞれの陳述の方々に心から敬意を申し上げます。その中で財政ワーキングのことが財政のことが問題になっておりましたのでこのことだけは明確に議事録に残してといていただいた方がよろしいのではないかなということの判断からご発言をさせていただきます。財政が、最後に陳述されたかたが数字は一人歩きするので、ということで、私も大変この問題の扱いについては苦慮したつもりでございます。どういう経過であるような数字が出て来たか、治水・利水、それから事務局の方からその都度表に出す皆さんのところへ部会に提出するまでのどういう経過を経て金額が提示されているのかという経過について再度ご説明を願いたいと、こんなふうをお願いいたします。

高橋部会長

ありがとうございました。その他。はい、久保田委員。

久保田特別委員

私も公聴会で意見を聞きまして、その後また自宅へ帰ってからじっくり要旨を読ませていただきました。そこで一番私反省していることなのですが、わさび田の問題をです、私たちが部会は軽く扱い過ぎたかなと、本来ならばやはり、わさび田の人たちの生活の死活問題もありますし、やはり実態をお聞きしてですね、やるべきではなかったかと、こういうことでわさび田の問題はもう少し論議する必要があると思っております。後、南小倉の農家の人たちからも、2回部会でありましたけどもやはり厳しい意見がありましたこれももっともだと思いました。後ですね、先ほど宮澤委員の方からもありましたけども、いわゆるダムなしの賛成者の方々の意見がですね、大勢の方、意見陳べられましたけども、これを聞いたり読んだりしてですね、特定な組織に加入しているかたで、組織的な意見だったなど。別に組織に加入している人がいけないということじゃないんですけども、この人たちの意見が部会で論じられていないことがありましたし、事実を反したことが随分、私から見れば多かったです。そんなことでこちら辺についてはやはり真実をこういう方々にも伝えなければいけないと、こんなことを思っています。2、3例を挙げますと、ダムの工事費は基礎処理工事などによりまして予算の数倍になると、こういう発言がありました。それとダムを造ることによりまして、そのダムの水圧と山の上からの圧力によって、

いわゆる山が腐るとか山崩れを起こすと、こんなお話がありました。この2つにつきましては、私も出させてもらったのですが、去年の7月の6日ですか中萱の公民館でこういう会があったのです。その中でそれぞれの方がこういう発言をしました。それを皆さん鵜呑みにしているわけですが、私はこの2つについて内容も知っていますが、決して正しいことではないです。後ですね、ダムが決壊するとか、これも部会でははっきり結論が出ていることでもありますし、後、先ほどの財政ワーキングの問題、堀金の例の6,000m³/日の問題ですね、飲料水工場、この辺の問題もありまして、あれでこの方々が影響が無いっていう話があったわけですが、我々部会から見れば影響が無いっていうバックデータもありませんし、やはりここ辺については多くのかたがこういう理由を挙げてダムは造るべきじゃないと、こういうことを言っていたので、もう少し論議といいますが正確な情報が無ければまずいなと、こんなことを思いました。以上でございます。

高橋部会長

ありがとうございました。はい、どうぞ。

植松特別委員

感想ということでよろしいでしょうか。はい。まず私人数とか数で論理進めたくないのですが、公聴会出られた方、今日配られた意見書も見てですね、だいたい50人近くの中で33人がダムなし、でダム有りの方が15人、保留が2人ぐらいと。そういったダブルスコアがあるのですが、ただこういった数の論理は言いたくないですが、今久保田委員がおっしゃった一部の組織の方がそういったことをやったのじゃないかと、そういうような憶測されていましたけれども、私はまったくそう思っていません。逆にダム賛成派のかたの方がですね、利害関係者、水土地利用組合、あるいはわさび田関係とかですね、あるいは議会のかた、そういったかたの方がかえってですね、組織的に動いたのじゃないかと私は個人的に思っています。ちなみに私はどこにも組織にも入っていませんし、そういったことしていませんから。そういったことも含めてですね、今回の感想を言いますと、これは久保田さんとまったく同じなのですが、正確に住民に情報が今まで提供されていなかった、これは誰の責任か、これははっきり言って村であり行政であり県だと思っています。確かに私も聞いていて公述されるかたで勘違いされている事実たくさんありました。それは結局誰の責任かという、この今回広報が初めて出て一般にこれだけ配られたと、それまで一部のところで住民に説明会やっただけですね、ほとんど知られていなかったという、これは私は村の私は責任だと思っています。でそうした中で本来だったら公聴会をもっと最初に関くべきだし、もっと住民から当初から意見を聞いていればですね、こういった委員会も紛糾しなかったと思っています。今になって、わさび田の意見を聞かなかったどうのこうの、それは最初から聞けばよかったのです。この委員会も含めてですね、そういったすべてのつけが回って来て15回もやらなくてはならなかったと思っています。今回公聴会の意見聞いて、非常に思ったのはですね、やはり水道料金が上がるとかですねそういった誤解をされているかた、そのシステムについての意見が多かったということで、一番印象に残った意見は法律とかシステムというのは時代や社会情勢によって変わるものなのだと、人間の為に法律

はあるのだと、そういったシステムは変えていこうという意見が何件もありました。やはり今までであった既得権や慣習的なものにとられるのではなく、住民はもうそういった民意であり変えて行くことを望んでいるわけですから、だからそういった意見が私は多かったというふうに認識しております。以上です。

高橋部会長

ありがとうございました。はい、どうぞ。

宮下特別委員

私の方から感想を述べたいと思いますけれども、先ほど部会長さんの方からもお話があつたように、三郷村が独自に広報を出してしかも公述文書申請書まで付けて出したというようなことで、先日の公聴会において広報の数字が誤っていたので訂正しますというような発言がありました。これは当初ダム建設に対するの村民説明会の資料が間違っていたというような手違いが生かされていなかったということが大変私は残念に思います。そういうことで村独自でもって別に動いていたということがやはり問題だろうと思いますし、それから今回の公聴会の公述人の方々は、特に村や県、それから国などの行政に対して、また部会に対しても厳しい批判がありました。私は真摯に受け止める必要があるかと思っておりますけれども、特に行政の場合は努力不足が指摘されておりましたし、部会においては10回目以降の論議は繰り返し論議であって無駄だと、というような指摘もありましたので、やはりそういうことは我々としても反省する点だろうというふうに思います。ダム案のかたの場合も、ダムなし案のかたの場合も、建設的な意見が大変ありました。ダム案のかたでも自然破壊に対する懸念だとか地下水の涵養だとか、それから森林による治山、治水などの重要性というのはダムなし案ダム有り案双方に共通する点でありますし、ただダム案のかたの意見としてとらえて行きたいのは、村民負担が多くなると、水道料金とか農業者に対する跳ね返りが大きいというようなことと、わさび田への影響が懸念されると、いう大きく分けて2つくらいの理由でもってダム案にしたいと、いうことだけだろうと思います。ですからダムなし案のかたが述べておられるような財政負担の問題だとかそれから安曇野の地下水条例を制定することによってわさび田のかた達の地下水を確保してやると、というようなことを考えれば、ダムなし案で十分行けるのじゃないかというように私はとらえております。

高橋部会長

ありがとうございました。宮澤さんお願いします。

宮澤(孝)特別委員

それでは同じく感想から申し上げますが、まず脱ダムということ、もう少し選択の幅を広く理解しておいた方がいいと、私はこのように。かえってまたダム宣言、よく読んでみたわけですが、これはあくまでも自然保護の理念だというように思いますし、知事の書かれた宣言をよく読んでみますとやはり出来得る限りコンクリートダムは造らない、こういうようになっております。それから生活圏については先ほど久保田委員さんからも言われましたが、わさび田は当然対象に公

聴会で挙げたわけですが、その他に穂高では養魚産業があります。これ地下水使うわけであり、元を突き詰めて行けば、観光産業と、これらも含めた生活圏の問題をやはり頭の中におくべきだと、私はそのように思います。つまりその生活圏を脅かすことは出来ない。で小倉の農業に関するこの生活圏を今まで審議した通りでありまして、生活圏ということから言うと、そこまでも含めて論議をする必要があるのではなからうかと、このように思いました。それから自然保護の問題であります、公聴会で一件のかた一人だけのかたが述べられましたが、改変面積のご指摘がいただいております。どちらが大きいかと、こういう問題になりますし。それともう一つ、黒沢の河岸といいますが河畔でいいますか、黒沢川の全般の三郷の自然に対する枠組みということから考えまして、都市計画の中でグリーンベルト地帯として設けたいと、これは長年村民の間にあった考え方があります。夕立が少なくなった、黒沢川河畔の森林を伐採したから、そうなったと。これは今に始まったことではございませんで、自然保護の観点から行くと、この視点も十分に考えて判断しなければいけない、とこのように思います。それからもう一つ、地下水万能のようなご意見をたくさんお伺いしたわけですが、ただこれごく最近の例、直近の例で申し上げますと、おとこの新聞にも出ておりましたが、山ノ内の問題、地下水の水質の問題、あるいは辰野の問題と色々あるわけですし、決して安全という面からいくと、地下水掘ったところで、決して100%安心出来るものではない、とこういうことも思います。それからもう一つ、これは感じたことではありますが、どうも財政ワーキングに対する、いわゆる計算に対する不信感といいますが、これも非常に目立ったわけで、私はこの場合はやはりそういう前にワーキングを信用する、簡単に言えば信頼するとかいう立場に立っての総合的なやはり判断をしていかなきゃいけないと、公聴会で非常に目立ちましたから、ちょっと不快に思ったことであります。以上です。

高橋部会長

ありがとうございました。はい、どうぞ。

田宮特別委員

田宮ですけども。最初に久保田さんの発言について若干やはり反論しておかないといけないんじゃないかと思うのです。組織に偏った意見だったということについては、これは非常に住民の意見を冒瀆するというのですかね、そういう発言だろうというふうに思います。そういう情報開示が非常にこの不十分であるということについては、ダム賛成の公述人からも述べられていたし、そのことについては私も指摘をして来た訳です。そういう点で住民の方々がダムの是非について十分判断出来る判断材料が提供されて来なかった、そういう意味で、いわゆるダムありきで来た行政の結果として私は受け止めるべきだろうと、基本的には、そういう点では行政のこの進め方に非常に問題が大きいと、基本的に、それとそういう意味で私は出来るだけこの意見を住民のかたに知らせるとい、私たちの立場から知らせるべくと、こういう立場を取って来ました。これは私は努めだろうというふうに考えています。そういう意味でいわゆる行政がこの出した公報、これは部会長の方も遺憾であるという表現をされた訳ですけども、いわゆるこういう広報でもってこの住民に情報を開示して行くという、しかもそれを行政がやるというね。例えば一

組織が個人的私的にやるということについては何ら問題がないと思うのですが、こういう偏った情報をこの行政が税金を使ってやるということについて、しかも高橋部会長名でそのやられたということについてやはりそれはこの委員会の議論のやはりそれは冒瀆するものだろうというようにこう考えています。そういう点で住民の方々がそれなりにこの自分の意見を述べるということが出されたのだというふうに私は考えている訳です。だから組織によって影響された組織の考えで述べている、そういうふうな考え方はやはりこの全てはそう見えて来ると、意に反する意見は全てそう見えて来るといふことの現われじゃないかなというふうにこう思います。それからいわゆる公聴会の内容で先ほどから色々分析がされていますけども、ダムなしの立場で意見を述べられたかたというのはやはりこの非常に多面的で多角的な意見が非常に豊かに述べられたと、しかもそれは一定科学的な根拠に基づく意見もあったと、いうふうに私はとらえています。そういう点では、しかし共通してダム賛成のかたも含めてダムなしのかたも含めていわゆる共通されている問題も多数ありました。私はずっと全部読む中でだいたい5点ほどに渡って特徴的に出されたダム賛成ダム反対の立場の人たちの意見というのをまとめてみたのですが、いわゆるどちらの方からもこの出されている問題としてはゴールドバック、名前申し上げて申し訳ないのですが、いわゆるその問題はどちらからも指摘されているという問題です。それから自然環境への影響についてはこれはどちらのかたからも非常に問題視されている。そういう点ではダム縮小という言葉まで使われてダムを造るべきじゃないかというような、ダム建設賛成のかたも自然環境非常に重視される。それからこのいわゆる財政ワーキングの出された金額について、これをもって議論するというのにはあまりにも不十分だと、そういう点で財政ワーキングの内容ということについての不信、信憑性これらがやはりどちらからも出ていると、いうことです。そういう点では共通して賛成反対の人からも出されている問題というのがあったように思います。それからわさび田の問題について、これは久保田委員さんからもおっしゃられたようにここには掘金の行政、あるいは穂高の行政、首長さんも参加されていた訳ですので、その方々からの正確なここで判断できる討議材料が提出されて来なかった、そういう点が非常に残念だったなあと。私たちのわさび田に対する考え方を深めるという点ではやはりそういう方々からの情報いわゆる問題提起、そういうものがあって良かったのじゃないかなと、そういうことの反映だろうと、いうふうに考えていますが。わさび田の人の発言の中では私自身でもこの人の考え方というのは非常に大事にしていけないといけないうじゃないかという内容はお一人のかたが発言されています。それはお名前はちょっと申し上げられませんが、三郷の水道水源については立ち入るべきでないということをお前提にして、しかしわさび田の湧水に影響与える問題については一緒に考えて行こうと、そしてその科学的な調査等もやはり必要だろうと、そういう立場に立っておられるのですね。だから私はこういう人たちの立場っていうのは勿論その通りで共通して一緒にそういう問題を解決して行きましょうという、これは非常に尊重して行く件じゃなかったかなあと、いうふうに考えています。以上です。

高橋部会長

ありがとうございました。中村さんお願いします。

中村特別委員

私は私なりの感想を申し上げますが、家へ行ってしっかり読ませていただきました。それで66名中、反対派が36名、賛成派といいますが一応ダム有りを30名と拝見いたしました。反対派の皆様のご意見は共通の問題をお持ちで、そのご意見が繰り返される為に、私どもに迫って来るものがございました。ただ反対派の方々の中には他村の女性のかたが多かった、ということも感じました。女性の感情論というようなものが、感じられました。「自然を破壊しては困る」というようなところに行き着いているのではないかなあと思いました。私も自分の村でなく、そして他人事の村であれば「ダムなんかいいりません」と申し上げたいと思いますが、その辺色々に住む者の状況によって変わってくるものだと思います。そしてその発表の中にダムの亀裂とか、それから先ほど申されました予定額の何倍も掛かるとか、それから砂防ダムによって貴重な動植物が育まれているということもお話をされたかたもありました。砂防ダムといえどもダムじゃないかとか思ったわけでございますが、一応そういうことはこの会議では、ダムの亀裂とか予定額の何倍も掛かるというようなことなど、はっきりとした結論は出ていなかったと思いますが、その辺の認識もどうなのかなあっているようなことを改めて思いました。先ほどから申されていますように、安曇野全体の自然環境を考えながら一番より良い方法を探っていかなければならない問題だなあとということで、とても頭の痛い思いをいたしました。以上です。

高橋部会長

清水さんどうぞ。

清水特別委員

公聴会お聞きしまして、私の方からわさび田、特に豊科町、穂高町、万水といった中で選ばれた私が公聴会の中で非常にわさび田湧水群の問題が多く出されたということに対しまして非常に今まで私も15回という中で一委員として自らの責任を認識して建設的な提案や提言を申し上げて来たつもりでございました。しかし残念ながら公聴会を聞いた中で私の知らない大きな問題が提言された、ということを非常に残念に思っております。この15回におきましても各町村の首長さん並びに課長係長さんが同席されておりました、今回でもこの問題が終わるとすればそういった行政の皆様の一つこういった大きな問題をこれから提議していただいてより良い南安曇の共有財産としての認識をもっと高めて行っていただきたいというふうに思っております。こういったわさび田の問題については私も地元におりながらあまり議論されなかったことに対しましてこの場を借りて深くお詫びするものでございます。もし違った立場でこういった問題について取り組んで行けるとしたら、私もこれから一生懸命やって行きたいと思っておりますし、誠に申し訳ないということでお詫びしたいと思います。よろしく申し上げます。

高橋部会長

それでは二木さん、どうぞ。

二木特別委員

全体に言って私は我々の考えていることに理解がしっかり示していただけなかった、我々の言うことが理解出来なかった、無いご意見をいただいたというのが端的に私はすぐ感じました。それから我々もそうですが堀金の工場で汲み上げている水のことが大変出ておりましたけれども、この正確な調査も私どもは分かりませんでしたのでこの点も反省しなけりゃいけないじゃないかと思えますし、また村で財政を出した訳じゃありませんが金額を出した訳じゃありません、これは財政ワーキングの方から出た資料でございます。それを村が出したようにとらえていただいても困るではないかとこんなように思えますし、もともとこの部会では最終結論は出ていなかった訳です。私ども問われた時には A、B、C の案の多かったのが B 案でございます。それはやはりダムありきであるが少し考え直して縮小するなりそういった面で湧水、あるいは調整池等によって造って下さいということでしたが、その点がどうも不十分で我々の論議がうまくいかなかったのでこのような結果になったというように思えますし、それからまず一番問題にされたのが、穂高あるいは豊科のわさび畑の湧水の関係だと思えます。そこらもはっきりしたデータが出ていませんので色々ご心配を掛けたいと思えますけれども、そこらの点も私どもも反省をしなければいけないじゃないかと、こんなように思えます。それから黒沢のダムを計画されております論議しております、森林ですが、これは皆さんご存知の通り涵養林ということで5、6年前から指定を受けて村でもかなりの整備をしております。そういう関係で森林の保水力もあるというのですが、本来藤原先生がおっしゃったような保水力はないそうです。これは現場にいる森林組合の担当の人たちが我々に伝えていただいておりますが、要するに見ていただければ分かるようにカラマツの大きな木は上の方にしかありません、下の方は植林して小さいカラマツと雑木林です。それもよく調べたのか調べないのかよく分かりませんが、そういう報告を受けて私たちもそういうものを認識をしていたものですからそういうような結果になったと思えますけれども、正しいデータというものがまだ不足をしておったではないかと、こんなように思えます。それからとにかくご意見をいただいた中には色々な面で勉強もなさっているかたもありますけれども、私ども考えると黒沢の水利権の問題、それから農業用水の利用の問題等は、これはなかなか大変なことで、とにかく法を変えれば良いっていうがそれでは法は誰が変えて下さるのか、その点もよくよく考えてご発言をいただかなければ私どもが何をやっていかってようなことになりますのでその点も私は深く心に刻んでおきたいなあ、こんなように思いましたのでございます。とにかくもうちょっと理解をしていただいてご発言をいただいた方が良かったかなあと、これは全員がそういう訳じゃありませんけれども、そういう感じは深く受けましたので私の考えとしてお願いをしたいと思えます。

高橋部会長

ありがとうございました。青木さん、どうぞ。

青木特別委員

感想といたしましては、ダムなしのかたが多岐多面に渡っていくつかの提案もあって説得力があったのではないかと思います。久保田委員さんから出された正確ではないというような意見もございましたが、それはやはり住民のかたたちがそれぞれの立場で出来る範囲で勉強させてそれで

発言されるってということについて一方的にそういう断定するのはおかしいのではないかと思います。それから広報の問題も出ておりましたが、私どもも村に対しては一応抗議をいたしました、公の形を使って村という公の形でそれで税金を使って文章を改ざんしてみんなに村民に届けるということについてはやはりこれは正しくないのではないかと思います。各町村のかたたちがもしこういうことをされたとする住民に対してばらばらな情報が伝わって行くということで、住民のかたたちに正しい判断をしていただくことが出来ないのではないかと思います。それから特にわさび田の話が出ている訳なのですが、何回も会社の名前が出て申し訳ないのですが、堀金の飲料水を汲み上げているっていう所の会社のことで反対が無かったってことは事実ではないという発言がわさび田のかたからありました。県会議員の農政林務委員会の県会議員のかたが現地視察をした時、会社のかたに聞きましたら、会社を設立する時反対は無かったと、こういうことが事実であります。わさび田の問題についてもやはり調査が不十分であったということもありますので、今まで出されましたように地下水の問題にしてもやっぱり安曇の全体で考えて行く、そういうことが必要でないかと思います。やはり今まで出されましたけど意見がちくはぐっていかそういう面もあるってことは今まで村がダム有りきでこう一方的な情報しか流さなかった、今回もまたダム有りきの情報を出したというようなことが、住民のかたに十分こうよりもっと理解をして発言していただくことを妨げたのではないかと思います。住民、公聴会の全体の意見としてはやはりダムなしって意見が多かったと、私は理解しております。

高橋部会長

ありがとうございました。丸山委員どうぞ。

丸山特別委員

最初に広報のことで私の方から若干ご理解いただきたいということでご説明したいと思えますけれども、一応広報の発行につきましては前回の委員会終わった後ですね、広報の必要性について部会長とも相談のうえ早急に発行した方がいいんじゃないかというようなご理解いただいたうえでやったということでございまして、若干紙面の都合等もありまして、説明不足の点はあったかも知れません。というのは私が担当に指示したのはあまり文章が長くなっても見ていただけないというような面もあるから、そういう意味で紙面の都合でちょっと割愛したところがあるかと思いますけれども、改ざんしたというのはちょっと言い過ぎじゃないでしょうか、改ざんはしていません、説明不足はあったかも知れませんけれども、そういう意味では若干急いでいたというようなこともありまして、ご理解いただきたいと思えます。間違った広報をしたというふうに覚えておりません。それから今行政、広報等について今まで行政が説明責任を怠って来たのじゃないかというようなご意見もありました。非常にこういった説明は難しい、理解していただくのも大変ですし、たとえば広報で出しても読んでいただけないのじゃしょうがないというようなことで私どももジレンマに陥っているところはあるのです。で今までの説明の中でたとえば今度の公聴会にも出ておりましたけれども、三郷村の水道料金は他町村に比べて高いというような意見が何人かから出されました。でこれはそういった必然性はある訳でありまして、このことについても十数年前からの話ですけれども村の広報では何回か説明しておりますし、現地に行って説

明したこともあります、これは三郷村の水道が 33 年ですか、作った時には本管は全て石綿管でやっていました。石綿管というのはご存知の通りガラス繊維が入っておりまして非常にもろくて壊れやすいということで、漏水が多かったということと、それから石綿管の中に人体に影響のあるアスベストが含まれているというようなことでこれを全部取り替えるというような方向が 10 年前に出されたというように聞いております。その時から鑄鉄管に本管を全て取り替えるということとやって来ましてようやく昨年あたり終わった訳ですけれども、それに伴う費用がかさんで水道料が高くなっている、このことについてはもう何回となく広報でも説明していますし、この工事の時にも各地区で説明しているはずですが、ただそれがどれだけ理解していただいたかというのは、非常に難しい問題でありまして、今回そんなことが出たのかなあというように思います。そういう意味で広報の仕方、在り方それから説明不足等についてはこれからの参考にさせていただきたいと思っておりますけれども、今度の公聴会のご意見を聞いている中では先ほどらい出ておりますように幅広い意味でのご意見が出されたということで、私どもの立場では感謝申し上げる訳ですけれども、それ以上具体的な話になりますとどうも私も行政の立場で物言うようになっちゃいますので、これで省略させていただきましても、どうも広報の仕方が悪いということだけで先ほどのような形で言われる、少なくとも改ざんしたという事実はございませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

高橋部会長

ありがとうございました。内川委員どうぞ。どうぞ。

藤野特別委員

公聴会の内容については数の問題が多かった、少なかった、という問題ではないのではないかという具合に思ひます。やはり意見の内容で判断をしていかなければいけないのではないかと思ひます。その中で意見を聞かしてもらっていると、先ほども出ていましたけれども、同じパターンの意見が結構多かつたように感じております。そんなことがありますので、聞いているとそういったことがうんと印象的に残る訳でありますけれども、アメリカやヨーロッパの例を挙げてそれから淀川水系の話をしてそれから堀金の工場の話をして井戸で十分だと、というようなそういったパターンの意見がかなりあつたように思ひます。それはそれとして、そういう考えもあるかと思ひますけれども、やっぱりこれは理想的な問題でもありまして、この黒沢川については現実的に水の問題で今困つていてどうしようかという中ではちょっとそういったことにあまり左右されてもいけないのではないかと思ひまして、やっぱり一番はわさび田の問題も出ておりますけれども今まで黒沢川の水を利用して治めて来まして、そういった所で生活をされている地元のかたの意見を大切にして行かなければいけないのではないかというように感じております。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。はい、務台さんどうぞ。

務台特別委員

今の藤野さんの意見と私同じように全般的に人数から言えばダムなし案の人たちが多かったと、こういうようには思いますけれども意見を集約するとそういうような観点からみますとおおかたはヒフティー・ヒフティーだろうと、こんなふうに思っています。特にこの地下水については、当初、初めの頃から堀金村のゴールドパックですかその水から地下水とそのような問題で提起したと、その頃からこの地下水の影響は無かった無かったとこういうような話であった、そして先ほど青木さんの意見だったと思いますがそれは県の方ではそれは認めたと、言う当りは最初はゴールドパックの水をあげる、その数量は少なかったと、こういうようなことで問題は無かったとだろうとこういうふうに今も私は考えます。その後多量に水を上げてその地下水を使ったと、その頃からこの間の大半の意見はそのわさび田の人たち、この人たちは今日明日の死活問題であるとかいうようなことで地下水に対して非常に不安に思っていると、ということが一点。それからまず黒沢川による農業用水、これは非常に深刻な問題だなあというふうに私は改めて思いました。ことに農業をする度に黒沢川の水を使う、そしてそれによって作物が潤うと、こういうようなことから今あの黒沢川の水をどうでも私たち農業のために使いたいと、こういうような意見が大半だったというふうに思っております。従ってこの地下水についてはまだ不信感が非常に多いと、こういうようなことで、これについてはわさび田の人たちのことを見てほんとにこれは考えてやらなくちゃならないというふうに思っています。それから財政ワーキングで出された数字、この辺にも不信感はあった訳でございますが私たちもここで聞いて、まだまだというような面もありますけれども、今の段階になりば、ワーキングから出された数字を基にこれから結論に向かうより仕方無いと、こういうふうに思っております。以上です。

高橋部会長

ありがとうございました。はい、どうぞ。

青木特別委員

今、務台さんのお話なのですが、その堀金の会社が設立する時、わさび田のかたの反対は無かったということで、その 600m³/日というようなことについてはちょっと内容が私たちはちょっと掴めてないのですが、そういうことを県で認めたということではありません。県会議員のかたが行って反対は無かったのですかって聞いたら、反対は無かったってことで。

務台特別委員

個人的にですか。

青木特別委員

視察で行かれました。行かれたってことです。農政林務のかたがね、視察で行かれた時、わさび田のかたから反対は無かったということで、その中身について反対はなかったということではなくて、会社を設立する時ということなので、わさび田のかたも何かちょっと誤解されているようですけど、そういうことですので。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。一応全員から感想いただきました。私もいいでしょうかね。私はみなさんとまったく同じだと思いますが、部会として反省しなくちゃいけないというのが、今回の計画に対して先ほどらい出ておりますけれども、正確な情報が不足していたなあと、これは行政は当然ですけども我々にも責任あるのじゃないかと、非常にその辺反省をしているところです。それからやっぱり一番切実な問題として何かっていったら水道料金がどうなるのかということ、これは非常に不確定的な要素がまだ含まれているものですから、先ほどらい財政の不信感して言いますが私は財政っていうのは、委員がいますけれども、どこのダムも同じ手法でやっていますけれども、これに対して私ども委員としてもたとえば百年を見るのはおかしいのじゃないでしょうかと、じゃあ他にそういう前々特例の無い人たちは百年も水を担保してくれるのかっていう問題が出てきますので、それは少し考えたらどうでしょうかっていう意見も私も出していますけれども、そういうようなその色々な要件があった為にああいう数字になったと思います。これは今後いくらでも解決出来る問題じゃないかなあと、私はそんなように思っています。それから10回以降の空転の問題、非常に私も責任を感じていますけれども、これは今のその財政ワーキングの報告が出ていてすね、非常に大きなお金になったということだもんですから、委員のみなさんがたもほんとに心配したということで、少して言ったら申し訳ないのですが、延びてしまったと。できついで意見ございました、みなさんも税金でやっているのだよと、何しているのかと、いうご意見もいただきました。非常に私も残念に思っております。それから特徴的なものは何かって言ったら先ほどらい出ているゴールドパックの問題です。これは水をかたや隣の村で売っていて我々が水を汲み上げて何が悪いのかっていう、ほんとに素朴な、これは我々もやっぱり今後の課題としてやってかなくちゃいけない問題だろうなあと、こんなように私は感じました。非常に反省させられるところたくさんありましたし、私は賛成とか反対でことじゃなくてほんとみんな考えてくれているのだなあ、ということに対しては非常に感謝をしたいなあと思っております。そういうことで次のステップに進みたいと思っております。

宮澤（敏）委員

まだ今財政ワーキングをお願いしてあるのです。財政ワーキングは全部どうやって出て来たかっていうことを議事録に残して下さいってことをちゃんとお願いしていつているので、そういうことはきちんとやって下さい。

高橋部会長

じゃあ、どうぞ。

事務局（治水・利水検討室長）

それでは今の財政ワーキングの経過ということでお話ございましたので、ご承知の。

宮澤（敏）委員

私は今お願いしましたのもう一回お願いしますけど、治水はどういう経過で作って来た、利水

はどういう経過で作って来た、そしてそのプロセスはどういう形をやって来たかというのを事務局からお願いしたい。各それぞれの所からこれ信憑性で一番大事な問題になっているから、いかに検討委員会、財政ワーキングも含めてとどういった経過で出て来たかということをやっぱりしっかりさせないと、水道料の問題だと色々な所へ跳ね返って来ていますから、議論のこれからの一番大事な所になっているのでお願いしたい。ですから治水は治水、利水は利水、そしてその経過を一番知っているその事務局、その三者からお答えをお願いいたします。

事務局（治水・利水検討室長）

はい、分かりました。それではプロセスといいますか、経過についてご説明します。まずこの部会4月から発足してずっと審議していただきまして、それで10月に第10回の部会がありました。それでその中で。

宮澤（敏）委員

先を折って申し訳ないのですが、財政ワーキングの決定の仕方のプロセスをお願いしたいってことです。ですから最初に治水の方からご説明をいただいてどういった経過で算出したのか、それから利水の方はどういった経過で説明したのか、先ほど村はかんでないというご意見がございましたが草案はこれ村から出ている案なのですよ、村から出ているのです。県で村の一番の実情のところ分かる訳無いです。ですから村と県の食環水でそれぞれ連絡を取り合っているのです。ですからこれデュー・プロセスだけはやっぱりはっきりさせたい方が私良いと思うのです。結論はみなさんそれぞれ意見としてありますがデュー・プロセスだけはやっぱりしっかりとみなさんが尊重して行かないと間違ったところだとこれは大変な問題になります。ですから私はデュー・プロセスだけは明確にしといた方が良く、そういう面で財政ワーキングの方で算出した結果、これ私が算出した訳じゃないのです。申し訳ないですけど、ですのでそこをもう一回はっきりとして下さい。それでその数字が出て来たところを各それぞれのところから治水、利水それからその財政ワーキングはいつ幾日に検討委員会にかけて、今部会長も出席されておりましたが、検討委員会でこの数字は認知された数字です。ですから検討委員会は認知した数字です、今部会長の話でありますと、俺は反対したけれどこれはこうだとおかしいと思ってたって話がありましたけど、そうではないはずですよ。ですからそのところを明確にさせていただきたい、とこういことです。

高橋部会長

いやちょっと言い返すようですけど。ですから財政ワーキングの報告書が資料として配ってある訳ですよ、配ってあるのですよ。それをやればいってことですよ。

宮澤（敏）委員

部会長は進行役をやって下さい。部会長にご意見申し上げているのじゃないです。

高橋部会長

どうぞ。

事務局（治水・利水検討室長）

それでは治水、利水に分けてそれぞれの決定に至ると言いますか報告に至る経過についてご説明します。まず治水面につきましてはこの部会で色々審議いただきましたダム案あるいはダムによらない案で、この部会で第10回で決定したのは治水については代替案として砂防えん堤の下に調整池を造るということの中で決定をいただきました。それから利水面につきましては、ここで色々ご審議いただく中でやはり第10回の部会の中で黒沢川からは当初ですけど、黒沢川から4,100m³/日の水道水を取水すると、それから農業用水については中信平ですかね、左岸灌水からの取水で振り替えるという一定のこの部会での結論に基づいてこれを財政ワーキングへ試算してもらおうということで決定をいただきました。それを受けて財政ワーキングの中で、これは本日お見えの宮澤委員さんそれから座長が五十嵐委員、それから委員が竹内委員と、三人で構成されておりますけどそこで審議いただく中で、一定の金額の算出はいたしましたけれども財政ワーキングの中で色々ご意見が出ました、例えば河川の維持流量の問題、ゼロとして本当にいいのか、あるいは水利権の調整、農業用水の振り替えを計るという中でそういったことが実現性についてどうかと、さらには利水に対する県の支援について確認すべきと、そういったご意見が出る中で、ただちに部会あるいは委員会での財政ワーキング試算を出すということは難しいのではないかとのご意見になりました。それで第11回、12回と部会を重ねて来ている中で、11回には宮澤委員の方から状況についてお話がございました。さらに12回にも色々財政ワーキングで審議の状況の中で、口頭によるご説明がございました。さらに検討委員会との色々キャッチボールをして進めている中で、検討委員会の議論になりました。それで最終的には、それから利水については勿論財政ワーキングで検討していただくのですけれども、そのベースとなるものは、村あるいは県の管理という食品環境水道課、そういったところが色々資料等検討する中で、色々算出のデータベースを検討しております。それから経過的には前回第14回の部会で現在資料93として財政ワーキング検討委員会の報告という形で最終的なものが部会の方に提出されております。これが現在のワーキングの報告内容です。いずれにしましても、現在考えられるいろいろ条件の中で最良といえますか、最も確実な物という事で財政ワーキングには確認、認めて、算出しているというふうには私も理解しております。いずれにしましても非常に不確定な要素があるかと思いますが、そういった中でいろいろ、先ほど宮澤委員さんの方からプロセスをというお話ございましたけれども慎重に進めていくという事だと思います。ちょっと言葉足らずで申し訳ありませんけれども、というところでございます。

高橋部会長

はい、どうぞ。

宮澤（敏）委員

分らないですよ、何言っているか。全然分からないですね。私が求めているのは、公聴会に出た部会の皆さんでしたらどういう根拠でその数字が出てきたかという事を知りたいでしょう。

この間もそうでしたね。でね、治水の方はダム案をこれは豊科建設事務所と河川局が出した数字です。それをまず財政ワーキングの五十嵐座長と相談を致します。五十嵐座長の方で、この状況でどうだろうということで、2人の、私と竹内部会委員の方へお話がございませう。それで3人で会いまして、ここの問題点はこうではないか、ここはこうではないかという問題で、それをむかえます。ところが五十嵐先生も法政大学の弁護士でいらっしゃるし、すばらしい先生で、私尊敬している先生ですが、要するに私共も含めて、細かい技術の部分は解からないのです。ですからその算出した結果というのは、要するに土木部の皆さん、それから豊科建設事務所の皆さんの今まで従来にやってきた、そういう算出方法、ここの所にはコンクリートは幾らのコンクリートを使う、ここの所はヒューム管を幾らのヒューム管を使う、こういうような形で算出されてくるのです。そういう経過で算出された数字です。それからもう一つ、利水の方は、このベースは三郷村さんが作った案です。この案を県の食環水、食環水というのは水道課です。これは衛生部の中にあります。そこのところが水道事業に係わる場所があります、そこで出された数字です。相談をして。それでないと三郷村の要するに下、この地下がどういうふうになっているか、水道事業をそういうふうに行っている所で、この単価はどのくらいかかるか、これは私共は解かりません。率直なところ。ですからその出されてきた数字を皆さんにまとめて、そしてこれも検討委員会です承されて、検討委員会は全部検討委員会ありますから、ワーキングからこの問題についてはこうだと、いうことで確認された数字を出す訳です。確認されない数字は出せないのです。そういうようなことで財政ワーキングとの今キャッチボールという、ひとことで言ってしまうましたが、そこまで実は部会が行われ、私も東京へ何回も行きました。それは五十嵐先生が東京で主たる活躍の場であるからです。そういう形でもってこの財政ワーキングの価格というものが出てきているのです。それが信憑性がもしないとしたならば、今事務局長がお話になられましたように、皆さんが設定された案が、もっと、もっと詰めてもらわなかったら、そういう数字のところの配慮ができなかったということです。これは私はその時に申し上げたはずですが、そういう大前提のもとで数字を出しているのです。ですから私もこの間一番残念でしたのは、ずうっとここに傍聴されている人達のなかから、要するに財政ワーキングのなかの信憑性がというご発言が、14番目の発言の方でしたか、ございましたので、これは本当に心が痛みました。それは私の説明の仕方が悪かったのだらうなどと、こういうふうにして改めてその説明の仕方が悪かったらお詫びをします。ただ正しく理解はしていただきたいと思ひます。ですからそういう経過のなかで今日初めて部会の皆さん方にそういうような話があるかと思ひますけれども、そこらへんのところではそういう形が出てきているということです。その言葉の表現ははっきりと申します。これはデュー・プロセスです。プロセスだけはどうかはっきりとお掴みいただいて、それをどう判断するかは部会の皆さん方のご判断です。そこだけつけ加えさせていただきます。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

今、宮澤委員の説明で解かりましたけれども、ただ委員の発言聞いていると、解かっていたら

県に説明していただくのではなくて、委員が説明すればよかったことなのです。その過程を。あえて田中さんに説明を求めるのではなくて、何か私そのスタンドプレーというか、県に対するいじめみたいに感じてしまして、個人的に。意見聞いて下さい。それであと、先程部会長に、部会長は議事を進行して下さいという発言されましたけれども、私も委員の五原則、今見てきましたけれども、委員全体これ平等な立場で自由な発言を行うと、この場合に部会長の進行役というのは国会の議長と違うのです。何かをこれで決定をする、中間でいる、一票はない、最後の時に一票を入れる。そんな決まりないのです。皆平等でやっていて、議事を進行するために部会長が委員として発言しようとした、そこを貴方に聞いているのではない、議事を進行してほしい。私はまた個人的にちょっと言葉にとげがあるかもしれませんが、県会議員でいる宮澤さんの私おごりがあると思っています。皆ここは平等です。はっきり言って。私は思っています。個人的にですが。ですから今。

宮澤（敏）委員

ちょっと。

高橋部会長

ちょっと待って下さい。今発言中です。

植松特別委員

そういった意味で議事を進行するのに、きちんと皆それぞれの立場で、平等な委員という立場で、それで自分の知っていることであつたら県に説明をさせるのではなくて、財政ワーキングのことも知っているのですから、もう全部検討したことも、経過も、前も宮澤委員からそのことも聞いています。尊敬する五十嵐さんと何度も電話してお話ししてあつたということは、2～3回聞いています。ですからそれをちゃんと彼が説明すればいいのです。そういったことが私の意見ですけれども、今よく解かりました。ありがとうございました。

高橋部会長

はい、どうぞ。

宮澤（敏）委員

私がもし県会議員のおごりであるという植松さんの話であつたならばそれは、私共は財政ワーキングとしての責任を感じているからこういう話をしているのです。それで私も何度も述べてきたのです。今植松さんの言う通り。しかし傍聴の方からそうではないと、私共が勝手に作っているだろうというような内容的な、この間も信用できないというお話があつたから、その経過については事務局から求めたのです。是非とも県会議員のおごりで私が言っているというようなお言葉だけはご訂正いただきたい。それから私は最初にそのことを聞いて下さいと、財政の問題が一番大きくなっていますから、皆さんに部会長はずうっとご発言をされましたけれど、求められましたが、私はその時に聞いて下さいということを最初に申し上げたのです。私意見を申し上げ

ている訳でも何でもないので。財政の問題が一番大きな、宮澤さんもご指摘いただきましたけど、そういうような問題になっているので、どういう経過でもって出てきたかということは、しっかり掴むべきだと、こんなふうに思ったので、私はそういうふうに申し上げました。それから私は砥川の部会長をしました。公聴会は3回やりました。3回やりました。今は1回で終わっています。これはこの部会でやり方です。それぞれの部会によって部会のやりかたは違う訳です。それは部会の皆さんが意見を出して、部会長がご判断をされて、皆さんが同意されてから進んでいくことであります。ですからそれぞれ私自身は、要するにここのなかで検討委員会は私だけなのです。ですからあとの方は特別委員の方ばかりですので、この場だけの論議かもしれません。でも私共は色々な所でそういうようなやり方をしているものですから、それでそのお話を申し上げたのです。ですから私共がそういうふうに高圧的に出ているとか、そういうようなことでもってしている訳でも何でもありません。正しくやっぱり皆さんに理解していただくということも、やり方も思っています。私自身も、私のとったやり方と、高橋部会長のとってきたやり方とは違います。それは当然だと思っています。ですからどれが一番いいなんてことは、その時、その時の流れのなかで部会委員の皆さんが決めることだと、こんなふうに思っています。ですからもう一回申し上げますけれど、ここで誰かの意見をこうだとか、ああだとかではなくて、デュー・プロセスだけはやっぱり尊重していこうではないかと思うのです。ですから私はもう最終的なところにきていますから、言っている訳です。誰かの意見を否定するとか、どうのこうのということは、ひとことも私言っていない。ただ経過だけはしっかりと認識していただきたいと思います。以上です。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。財政の問題は、確か部会でもっと詰めてくれれば信頼度は上がりますよと、これは当然のことです。けれども、どこの部会もそうですけれども、その詰めるというやり方が水利権の問題あり、とてもその詰めるところへはいかない。例えばポンプアップするにも、本当に出るものなのか、出ないものなのかも解からないというようなことから、やはり一般的な考え方で積算しているものですから、やっぱり私さっき言ったように、不確定要素が非常に多いので、ということは部会の皆さんもそれだけ認識していると思うのです。ただ公聴会開きますと、認識が我々と違いますから、ですからその辺我々、さっき私が言いましたように、そういった情報提供というのが非常に不確定要素もあるのだよという、情報提供もしなかったということに反省をしておりますけれども、そういうことで色々ありましたけれども、はい、どうぞ。

田宮特別委員

今、宮澤委員さんの方から色々ご説明があったのですが、やはりこれは私は弁解に聞こえます。今の時点でのご説明としては弁解に聞こえます。いわゆる宮澤委員さんは、何回目かの部会で、口頭でも170億、177億というようなことをおっしゃられてきて、それから私はそれに対しては、やはりそういう問題は口頭で出すべきではないのだと、きっちりと文章でもって説明を果たすべきだと、こういうことを言ってきたと思うのです。その結果が11回で出された、いわゆ

るこの金額ということになるのですが、その金額に対して、三郷村からの作ったものをベースにしていると、利水の問題について、ところが先程から問題になっていますけども、三郷村の行政の考え方というのは、やはり広報でも、先程私言いましたけども、内容的には間違っていない、不十分さはあるだろうという表現なのですが、やはりダムありきの方向の片寄った文章というふうに私は受け止めているのです。あれを読まれた方のそう理解している方も多いのです。そういうことのなかで出てきた利水の、いわゆるその金額、ベースになっている技術的な問題というのですか、やはりそのことを住民公聴会で住民の方は問題にしているのです。基本的には、それでどうしてああいう方法しかないのか、33億という金額があれしかないのか、では工法はどういう工法があるのかということは、ここでも議題に挙がっているのです。ではもっと他の方法が幾通りもあるでしょうということも、ここでも挙がっているのです。だからそういうことの過程のなかで、こういう工法によれば33億になる。こういう工法であればこういうことになる。こういう工法も可能ですよと、いうことによるやっぱり説明をするのが、私は利水ワーキングの住民に対する責任だろうと思うのです。それをそうせずして一概にひっくるめて100年換算で、そして33億というふうな金額が出てくる。これではどうてい財政ワーキングとしての住民に対する説明責任果たしていませんよ、やっぱり。だから三郷村の方では先程、あれは県が考えたことだと、こう言っている訳です。この辺も非常に何と言うのですか、けしからん話で、責任のなすり合いと言うのですか、やっぱりそういう情報はだめですよ、ここの部会で。こういうことがあるから十分な討議が深められてこなかったという原因もあるのです。もっと正直にやっぱりこういう全体像を示したなかで出されてこないと、我々判断間違えますよ。その結果ですよ。だから部会長の運営どうこうの問題ではないのです。基本的には、以上です。

高橋部会長

ありがとうございました。はい、久保田委員。

久保田特別委員

今の財政ワーキングの件ですけども、これは村が出したとか、県が出した話ではなくて、やはり一番解かっている人は村である訳ですから、それをまた県がチェックしている訳ですから、それで県の検討委員会でチェックしている訳ですから、これは信用するよりしょうがないですよ。これを信用しないと、この部会なり検討委員会というものは何も進まないのです。ですから私は色々な意見ありましたけども、我々この部会委員は財政ワーキングから出た数字については、色々な条件があることを承知して承認している訳です。ですからその大前提はやっぱりこの部会とすれば崩すべきではないと思います。これは、

高橋部会長

その他、いいですよ、食環水は、何かあるのですか。

幹事（食品環境水道課）

今の試算の関係の方法と言いますか、考え方について、先程宮澤委員から三郷村の案として挙

がっているという感じのご意見ございましたので、それについて若干補足的な説明いたします。試算についてはどの部会、他にも部会ございまして、同じ考えで試算して、極力同レベルでやるように考えております。考え方とすれば当然、水道事業者の実情、地域の実情ございますので、その地域の水道事業者、ここでは三郷村ですが、充分協議いたしまして、試算数値等あげてもらおう。それで考えを他の部会と合わせるために、落とすものは落とし、加えるものは加えると、いう形で協議をして試算して提出してございます。まず基本的には当然実施というものは頭に入れて、過大設計、過小設計と、ある程度幅をきかして、そのなかで考えるのではなく、実施というものをまず想定いたしまして、そのなかでまず試算していくということですので、最大値をとる、最小値をとるという考えはございません。やはり県と今回村の方で協議したなかで挙げてありますので、一切片寄った試算ということではないと思われれます。以上です。

高橋部会長

はい、どうぞ。

宮澤（敏）委員

私が最初に求めた今のことは、食環水さんから最初にお答えいただければ、すべてがそれでもって終わったと思っているのでございますが、今のような状況は、田宮さんおっしゃられましたけど、皆さんが決めていただいたペーパーで金額を出す前に、ここで部会で詰められた数字で計算しましたよということはお示ししたはずで、それから今のそのことについては、何か折れ曲がって、ダムを造らなくてはいけないのではないかとということでもって算出しているのではないかとというようなご発言がございましたけれど、私共はそういうことは全くありません。今、私も、五十嵐さんも、それから竹内君も、皆要するにダムかどうか、ダムじゃあないだろうかではなくて、部会の皆さんが出されてきた数字を、条件に合わせて、一番そのなかで現実っぽい、今食環水の課長が言いましたけど、その方向でもって最終チェックに入ります。ですから片寄ったものをどうのこうのとか、自分達が付け加えたものを出すとか、そういうようなことはございません。

田宮特別委員

私はそう思いましたよ。

宮澤（敏）委員

いや、議事録に残る話ですので、田宮さん。要するに田宮さんがそういうふうに使われた、私はデュー・プロセスだけを最初から申し上げているのに、皆さん方は何かものすごくここに皺をよせておいでになられるけれど、要するに私は今までの経過だけは皆さんに正しく理解してもらいたい。特に公聴会の所で、財政の問題があれだけ大きく出ておりましたので、財政はそういう経過で今出されてきたのだということだけ、それと誠に私も不勉強で申し訳ないかもしれませんが、その三郷村の広報というものを私見ていないのです。それはちょっと私だけ、私とか大熊さんも見ていないと思います。それから藤原さんも見ていないと思います。ここの委員ではありま

すけれど。

田宮特別委員

だからそういう片寄った広報なのです。

高橋部会長

ちょっと整理したいと思いますが、利水、財政はそんなに難しいことをやっている訳ではないのです。端的に言いますと、ダムで計画したら利水者負担は3億で済んだのですよ。ダムをやめたからそれは皆さんが全部やるのですよ。その掛かる金は幾らですかといたら20億とか30億になると、たったそれだけの話ですよ。だからそれは私は不確定要素がたくさんある訳だから、ダムをやめたら、全部ポンプアップしたらこうなりますよと、誰だってできるのです。そんなにたいした難しい計算をしている訳ではないのです。それだけの話です。だからこれを如何に減らすか皆で検討しましょうよと、やってきたつもりで私はいるので、今更どうのこうのという話ではないと私は思うのですが、どうでしょう。そんなに口角に泡を飛ばすほどの問題ではないですよ。3億ですんだのが20、30億になったというのはそんなのは当たり前ではないですか。ちょっとまた興奮してしまって申し訳なかったですけど。どうも失格で申し訳ないです。それで次の議事に移っていきたくて訳ですが、だいたい公聴会で皆さんからご意見いただきますと、賛成とか反対は別として、非常に考えていただいているなあという感じはいたしました。それで私、先程らいつサビ畑の話出ていますけども、これ全然我々やらない訳ではないですよ。サクセンを呼んで、そしてどうでしょうかというお話を聞いた、だけれども、ないともあるとも言っていないのですよね。湯水期には心配されますよという話でした。それとも地下水の問題について、私ちょっとここに書いてありますが、長い期間をとってメカニズムを調査しないと、どんな学者がきても、はい、大丈夫ですとか駄目ですという結論になるはずないと思うのです。そういうことで我々は、そういう認識の上でやってきたつもりで実はいるのですけれども、どうでしょう。あとで確認はしていきますけれども、私書いてはおきましたけれども、そういう認識の上でやってきたつもりです。ですからワサビ畑に、意見のなかにもそんなに、さっき色々意見出ていましたけれども、全然部会でやっていないよということではないと思うのです。そんなやってきております。しかし我々部会でやるのはもう限界がありますよ、という結論になっていたと思います。ではちょっと早いんですけど、少し休んでいただいて、私の作ったものをちょっと休みながら目を通していただいて、少し時間を早く、どうでしょう。それともこれに入りますか、休憩とりましょうか、休憩とって入りましょうか。

久保田特別委員

もう一度確認したいのですけど。

高橋部会長

はい、どうぞ。

久保田特別委員

何回か部会やってきたのですが、この間の公聴会も聞いて、私思ったのですが、第1回の時に部会の五原則というのがありましたよね。相手の発言を尊重すると、否定はしないと、そういうのがありまして、その結果が論議が深まらなかったと、お互いに言いたいことを言ったきりで、自分の都合のいいように解釈していたと、こういうのがずいぶん私感じるのです。ですから今まではそれでいいのですが、今日のまとめの段階に入っていますので、本当にどっちが正しいかって、数字のものはでるのですが、考え方の違いはこれしょうがないのですが、ある程度部会として出せるものは、はっきりした方がいいと思うのです。今までは本当に玉虫色なのです。それに部会長の悪口言う訳ではないのですが、なんか我々あいまいにどっちになったかなあという、正直言って解からないところが、部会が終わったあとマスコミが部会長の所へ行って、それで部会長の考えで次の日に新聞に出ると、それが部会であたかも決まったような感じというところがありまして、なんか我々非常にこれ、ざっくばらんな話していますが、そういう面があるのです。ですから今日は本当に最後の段階ですから、とことん相手の意見否定してもいいと思うのです。それやらないと本当の部会の正しい論議というか、意見にならないと思います。ですから是非午後の部分はそういうあたりも含めて、本当の論議をしようではないかと、私はそういうことを提案したいのですが、

高橋部会長

はい、どうぞ。

田宮特別委員

今の久保田委員さんのお話ですが、確かにそういう一面というのですか、いわゆる議論が非常に不足していた、それは5つの五原則に基づいて運営されるということの制約が一定影響してきたと思うのですが、今ここへきて議論をするという立場で議論しても、結果はやっぱり明らかなのです。議論の結果はどうなるかというのははっきりしているのです。ここの部会の構成メンバーからみてですね。だからそれは私は意味がないと、やはり今までの五原則に照らして今まで通りの運営をしていけばいいと、いうふうに考えています。議論をしても結果は明らかです。以上です。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

私も本来だったらやはり久保田さんが言われた通り、ディベート、本当に議論はすべきだと思うのですが、そうしたら私もその段階で議論始めます。どうして貴方はどうしてそういったことを科学的根拠で言ったのか示して欲しいとかですね、そういったことはどつぼにはまってしまうのです。この段階でやれば、もう一人ずつ私聞きますよ。私も聞かれます。議論どんどんしたいです。色々な発言聞いていて。それをやったら最初から1回から14回までやってきた議

論が 15 回目になって、最後の段階というのがまとまらないです。はっきり言って。まだまだ続けるのだったらいいですよ、やるのだったら私最初からやるべきだと思っています。やって欲しかったです。私は。ですから、そういった意味でこの段階では全員の意見をもう一度それぞれ言い合おうと、五原則に私はのっとらざるを得ないと思っています。

高橋部会長

はい、分かりました。はい、どうぞ。

宮澤（敏）委員

もう一回原点に戻って、この部会が作られた意味を、もう一回考えていただきたいと思っています。この部会が作られたのは、要するにその地域の最もこの黒沢における治水・利水、ダムがいいのか、ダムに替わるべきものがあるのか、ということをもって進めてこの条例は作られました。ですから「治水・利水ダム等検討委員会」とダムが入っているのはそういうようなことなのです。決してダムがまるっきりなくなった訳ではない。ただ今日ここにきてここまで大なる論議を尽くされてこられて、それぞれの意見はそれぞれの意見で、皆が部会の皆さんがそれぞれ、こういうことがあるのか、ああいうこともあるのかということをもって議論を考えた上で、私はこういう意見を持つということだと思っております。今まで高橋部会長中心にやってきたデュー・プロセス、この経過だけは皆がそれぞれを尊重しながら、要するに相手の意見と違えば違っても、それは部会のなかでもって皆さんでまとめるのは、まとめ方も審議をしていただければいいのではないかと思います。ですからそういうようなことで、どうぞ今日まとめるということでございましたら、要するにそれを受けて検討委員会も次の状況を待っておる訳でございます。ですからそれぞれの意見が悔いのないような決定の仕方をして、意見も全部出していただいて、それでそれぞれのところで納得いくべきものは納得いただくことが大事だと思うのです。公聴会の意見もやっぱりそれなりに私は尊重していただきたい、それなりにきでは、私は相当尊重してきたつもりでございますけど、尊重していくべきだと思います。そういうようなことも含めて皆さんがそれぞれの判断のなかで、委員の皆さんがご決断して行って、部会の意見をまとめていただくということになってこようと、こんなふうに思います。私ずうっと自分の意見をここのところへきて言っている訳ではありません。そういうような形で適正な部会での最終結論が出されることを願う訳でございます。

高橋部会長

そのためにも 14 回までの審議内容、ごく大雑把ではございますけれども、まとめてそこに書いてあります。そしてそれに対する、そうすればどういう対策があるでしょうかというご意見も、おおまかに集約して付けてあるつもりでございますので、それでは入らしていただいてよろしいですか。

久保田特別委員

これを読んでみてからで。

高橋部会長

はい、読む時間欲しいですか。これが絶対ではないですよ。絶対というか、これは集約したものですから。小さい色々な問題あるけれども、ごく大雑把にまとめたということですから、これは報告書ではないですよ。その辺理解していただきたい。確認し合ったことは確認し合った。では、休憩とります。午後の部を少し早めでいいでしょうか。12時半からでもいいでしょうか。では12時半まで休憩をいたします。そのなかで少し個人的にもんでみて下さい。

< 休 憩 >

事務局（治水・利水検討室）

それでは午前中に引き続き審議の方を再開します。部会長さん進行の方をお願いします。

高橋部会長

はい、それでは会議を再開いたします。進め方としては、公聴会を受けまして、午前中皆さんから感想、ご意見をいただきました。これらを参考にして部会報告書作成に向けてこれから審議したいと思います。そこで私の方で参考資料として、お手元に配布して、時間のなかで読んでいただきたいと思いますけれども、最初にお断りしてありますように、私の主観も入っておりますので、その辺もご理解をいただきながら進めて参りたいと思います。それでは私の方で読みながら確認をしていきたいと思いますが、まず、ダム案・ダムなし案の対策を審議するに当たり基本的条件を次のとおり確認した。ということで、これは何回も皆さんに確認しておりますので、省略してよろしいでしょうか。治水・利水についてはそういうことで確認をさせていただいております。基本条件を満足させるため、治水・利水対策案として次の2案で課題と、課題解決方策案の検討を行って参りました。ということで、まずダム案でございますが、ダム案についても当然のことながら、計画についてはこの通りでございますが、ダムを造った場合にどんな課題があるだろうかという、色々ありましたけれども、4つくらいにまとめてございます。まず1つとして、ダム計画地点及び工事用道路などにおける自然環境への影響が懸念される。特にダム建設予定地周辺には貴重な生物の生息が確認されていること、県の自然記念物に指定されているコヒオドシ等の貴重種も確認された。2番としては、ダム流域の森林は健全な状況であり、土砂崩壊防止機能も十分発揮されていることから、土砂流出は少ないことが想定されるものの、堆砂によるダム機能の低下、環境への影響が懸念される。3つ目としては、透水性の高い地盤での建設となることから、事業費の増が懸念される。4としては、国・県の財政状況の悪化と公共事業の大幅な抑制など、時代背景のなかで、その実現性が懸念される。課題方策案は、これは県がずっと説明しておりますので、私の方でコメントつけてございませぬので、お願いをしたいと思います。いよいよダムなし案ということで、委員会案がだされた訳でございますが、まず治水については、調整池と河川改修。治水については、洪水対策を調整池と現行の河川改修により洪水対策を分担することで集約した。ダムなし案に対する治水の課題といたしましては、調整池の用地の確保と容量確保が心配される。懸念されるということです。それから、現計画中の、万水川改修・安曇野排

水路工事推進への影響が懸念される。特に国が調整池に変更したことによる認可が懸念される。現計画での洪水流下能力が、可能か懸念される。下流域住民への理解が得られるかどうかと。それから自然環境への影響が懸念される。これは6番は同じことですが、お金の問題でございます。それに対して、ダムなし案に対する治水課題解決方策案に対するご意見でございますけれども、1つとしては、調整池の用地確保については、現赤沢えん堤付近と、骨材プラント跡地を予定している。容量確保については、詳細な設計段階ではないが、概ね19,000m³は確保することができる。これは絵もできております。それから2番として、現計画中の、万水川改修・安曇野排水路工事推進については、現改修計画そのものを変更しない条件で、早急に国・県が協議し実施してほしい。これは計画洪水量も変えておりませんし、そういうことで、そういうものが変わらないのだから、そのまま推進してほしいということでございます。3番ですか、洪水流下能力については、代表断面のチェック・粗度係数・余裕高など検証し、対策の検討をしてほしい。もし問題があればその対策を検討してほしい。4番の下流域住民へは、この3番ができましたら、これについて立証して、住民の理解を求めてほしい。5番の問題については、自然環境の問題は、ダム案・ダムなし案にかかわらず、黒沢川流域全体の問題として、今後学識経験者の意見・現地実態調査など詳細な調査を実施し、その対策保全に万全を期してほしい。これは詳細な調査と書いてありますが、補完になるうとも一部やっておりますので、その辺は文章はまたあとで皆さん書き直していただきたい。それから6番でございますが、ダム案・ダムなし案とも、共通の問題として厳しい状況であるが、早急に国・県が協議して住民の安心・安全対策を実施してほしい。それからもう1つ、利水のなかでは、河川+地下水+他農業用水ということで、利水については、現法制化の下での対策を検討するか、可能な限り現実的な手法で且つ、全国的な実例も踏まえ法改正も視野にいれた対策で検討するかで、意見が分かれたが検討していく過程で、複雑な歴史的背景また、行政指導の不履行による水利権の矛盾、強固な権利意識の堅持など、部会としてその解決策は限界を認めざるを得なかった。しかし、部会として何らかの対策を示すことは、与えられた責務であることは勿論、安曇野地域全体の、総合的な治水・利水対策を前向きに検討することを確認し次の2案で公聴会の意見を聞くことで集約いたしました。まず1案としては、平成20年の需要量9,600m³/日と必要な農業用水等を黒沢川より水利権を分配し、不足分を地下水及び他の農業用水に求める案。名前はどうしても勝手に書いてあるのですが「黒沢川の水利権分配案」としております。2案としては、上水道水の不足分は、必要量全てを地下水に求める。農業用水及び雑用水は、一部黒沢川から取水し不足は他の農業用水から取水する。「上水道水必要量の全てを地下水に求める案」。この2案でございます。1・2案に対する課題でございますけれども、まず1番として、黒沢川のダム計画による流量調査結果から、水利権を付与できる流量は基準濁水流量10分の1、これは10年に1回ですが、4,100m³/日である。それに対して現在の水利権取水量は29,000m³、これはしろかき期でございますが、その差はあまりにも大きい。さらに、三郷村は、上水道として黒沢川より4,800m³/日を取水しているが、これは、一級河川からの水利権を取得しておらず、河川法上問題である。ただ問題があるのですけれども、これは旧河川法・新河川法の問題もあって、そういうことになっていることも事実でございます。以上の実態を踏まえ、三郷村の水利対策には水利権の歴史的な背景のあるなか、議論が噛み合わない現実であった。2番として、黒沢川の水利権者との調整、梓川に現在水利権を所有している

農林水産省、管理者である土地改良区との調整、河川管理者の許可が必要となるが、関係者の意見聴取した結果明確な結論には至らなかった。特に南小倉地区の水利権者については、ダム建設を条件に村との契約書を締結しており、不履行の場合は契約破棄という厳しい意見もあった。3番として、地下水の有識者から意見を聴取したところ、「三郷村内での地下水利用の可能性について広域農道付近から下の地域では、井戸1本当たり、2,500~3,500m³の取水が期待されるものの、広域農道から上段では、数百m³程度に減少する。下流ワサビ田湧水群等への湧水量減少等の影響について、その原因は盆地全体の地下水量の汲み上げ量の増加、涵養の減少、犀川の河床低下等のマイナス要因を総合的に考えなくてはならず、地下水の汲み上げ量の増加も要因の一つと考えられる」とのことであり、湧水時期には湧水量減少等の影響が出るかどうかかわからないとのことであった。また、地下汚染については、「畑地帯では亜硝酸窒素、硝酸性窒素等による汚染が懸念され今後注意が必要だが、現在のところ心配ない」とのことであった。4番として、対策案で一番の課題として財政支援の問題があり、利水者負担について現法制化で審議することは部会として限界がある。特に2案の全量地下水の場合は、初期投資、維持管理費等膨大になり、水道料金への跳ね返りが大きく村民への理解が得られないし、小さな自治体としては不可能であるとの意見があった。1・2案に対する利水の課題解決方策案に対する意見集約として、現法制下での論議は空転するのは当然である。妥協線のない論議は他の部会でも共通しているが、ここで、原点に帰って「黒沢川は安曇野の共有財産」という基本理念を再認識して、既成の概念にとらわれず将来に向けて、限られた全ての資源を守り保全しながら共有できる社会を構築するかを、英知を結集することが我々に課せられた責務であるという意見は概ね確認できた。以上確認の上、具体的対策として次の事項を検討する必要がある。1つといたしましては、黒沢川流況調査による、正常流量の把握・維持流量の妥当性・既得水利使用量の把握などを実施すること。暫定豊水水利権を、三郷村に上水道用として許可すること。南小倉地区との問題解決は三郷村が誠意をもって解決する。また、県も指導、助言など協力すること。以上、調査・協議など一定の期間を要するが、条件として結論を出す会を担保する必要がある。2番として、農業用水及び雑用水については、全体的には農業面積は、他の地目への転用が進むなど減少傾向にあるが、南小倉地区においては、7割減反を余儀なくされている実態もあり、将来の確たる見通しについて村行政として把握する必要がある。また、中信平土地改良区連合による基幹水利施設である梓川頭首工などの更新に伴う改修工事が計画されており、水利権も更改されると思われるが、これを機に十分協議し解決することが望ましいと思われる。なお管理者の意見では正規なルールで申請すれば問題ないとのことであった。3番、地下水利用とワサビ田への影響については、現段階では結論のものではない。ダム案でもダムによる減水の懸念が指摘されており、一定の期間をもって調査すべきである。安曇野の全体地下水の調査と、三郷村上段における井戸水試掘調査を早急に実施してほしい。安曇野全体の地下水の保全涵養及び適正な有効利用に関する協定の締結や条例制定を求める意見が多くあった。4番として、財政支援の問題は、利水ワーキングよりの提言をより具体化し委員会報告書に明記してほしい。その他、町村合併にともなう、水利事業の効率化なども意見としてあった。森林・地質の課題については、報告書(案)に詳細に記載する。ということで要約してございますので、これを見てご意見等いただきたいと思っておりますけれども、どなた様からでも、非常に落ちておりますし、問題もたくさん、私の主観も入っておりますので、問題も

多くありますので、お願いをしたいと思います。はい、どうぞ。

久保田特別委員

久保田でございます。今の資料の6ページの2番の一番下のところですけど、なお管理者意見では正規なルールで申請すれば問題ないとのことであった。ということと言い切っていますけども、これにつきましては私の認識とちょっと違いまして、確かに部会でも事務局長は、はっきりしたことは言わなかったのですけども、ニュアンスとすれば、下部組織であるそれぞれの土地改良区の全てが了解すれば、連合とすればだめだと言えないでしょう。それで、物理的な、いわゆる頭首工の取水量だとか、左岸幹線の容量はありますと、そういう意味だったと思います。ですから連合の立場とすれば、いいとか悪いとかは言えないのですよね。各土地改良区で、下部組織の土地改良区で運用している訳ですから、そこら辺で連合とすれば、多分下部組織はいいとは言わないでしょうという含みがあっての、私は話だと思えます。物理的には可能ですよと、それで下部組織が全ていいと言えば、連合としても問題ないですよと、そういうことだと思えます。あと私の憶測でございますけども、あそこで連合の事務局長が、なかなか歯切れのいい話ができなかったというのは、やはり頭首工のこれから改修がありまして、県だとか国からの補助金をもらわないと進まない、という問題がありまして、だめだということもなかなか言いにくいと、そういう私はニュアンスをとりました。これはあくまでも私の憶測でございますけども、ですから問題ないとのことであったというのは、ちょっと言い切り過ぎかなと、こんなことを私は思っています。

高橋部会長

はい、ありがとうございます。私も書きながら、そう思っておりましたし、この辺が少し説明が足りないなというのも思っております。久保田委員の言われた通りです。連合としては、正規なルールでやればいいですよと、ただし土地改良区の株組織がそれで返事をしてくれますか、それは、というニュアンスでした。この辺は訂正といたしますが、皆さんからご意見まとめたいと思っておりますけども、はい、どうぞ。

宮澤(孝)特別委員

今の問題ですけども、これは水利権は水利権として別個に申請を、もし三郷で水道に利水に使う場合、あるいは農業用水に使う場合、これは別個に申請をして下さいと、それが一つと。あと頭首工の施設を使うのと、この問題とはまた別個だと、頭首工の施設を使うそのものについては、1万人の改良区の組合員の同意が必要だと、確か議事録見ていただいても、そういう説明されているはずですから、その辺はきちり、やっぱり確認しておくべきかと思えます。

高橋部会長

ありがとうございます。はい、どうぞ。

中村特別委員

今の正規なルールということですが、その中に、やっぱりお金のかかるということもちゃんと含んでおられる訳ですか。このお話の中にはそういうことは入っていますか。

高橋部会長

許可がおりても、許可していただいたとしても、費用もかかりますよということです。その他、はい、どうぞ。

宮下特別委員

ただ今の水利権の問題は、やはり公聴会においても指摘がありましたように、村と、それから県、国との調整が必要になってくると思いますので、やはりそれは行政としての努力にかかってくるというふうに考えますので、これは要するに付帯事項として、水利権の問題はのせておけばいいかなあというふうに思います。私はこの部会長の資料を基に、部会としての答申案をまとめていっていただきたいなあというふうに考えます。公聴会においてもやはり、三郷村の小倉の人達の農業用水の確保、これは切実なものであるということから、黒沢川の水利権を確保していただくということを条件に、それを上水道に使ってもよろしいのですが、水利の分配案ですね、これを取り上げ、そして不足分を地下水に求めていくということで、答申案をまとめていただきたいと思いますが、地下水につきましては、やはりワサビ田への影響というのは、たいへんな問題だというふうに、私も認識いたしておりますけれども、この地下水は、やはり安曇野の地下水条例を早急に作る必要があるというふうに思います。特に現在の工事方法、河川の護岸工事においても、コンクリート張りの透水のきかない工事方法をとっていると、道路舗装についても、地下水の涵養ができないような舗装をしていること、それから一番の問題はやはり、農業政策によって減反をする、減反をしていることが地下水の涵養を少なくしていると、ということが大きな問題だろうというふうに思います。これはサクセンさんの資料でも明らかなように、しるかき期には地下水が急激に上昇するということからしても、充分考えられますので、私は地下水条例を作るとか、それから財政負担につきましては、県の方針を尊重するとか、そういう付帯事項をたくさん盛り込んだ形でもって、答申案を設定していったらいいかというふうに考えます。

高橋部会長

はい、ありがとうございます。宮澤委員が午後よんどころのない用事ができて出られませんが、この地下水調査については、当然これは県費でやるべきだろうし、県もやるだろうというような発言をしてきましたので、お伝えしておきます。当然一町村でできる問題でもございませんし、安曇野全体の調査ということになれば、県費ということで、可能だという話をしてきましたので、お伝えしておきます。その他、ご意見。はい、どうぞ。

植松特別委員

さっきの梓川頭首工の問題ないということですが、ここの表現は結局、申請すれば可能であるという表現でいい訳です。そこのところ。私はそれでいいと思うのですが、正規なルールで申請すれば問題ないというのを、正規なルールで申請すれば可能であるという、そうい

う表現だったらいいと思うのですが、今お話聞いていて。

高橋部会長

ただここで、私がちょっと間違っているのは、なお管理者意見ではと、こう書いてあるので、これは久保田さんに指摘されたように、いわゆる連合なのですね。土地改良区連合ではこう言っています、ということでない、まずいのではないかと。これ管理者となりますと、土地改良区になってしまいますので。

植松特別委員

そのところをちょっとまとめていただければ、どういうふうに文言にするか。

高橋部会長

どうでしょう、久保田さん。連合では正規なルールで申請すれば可能と思われる、ということでしょうか、ちょっとニュアンス違うのでしょうか。

久保田特別委員

連合のことだけ言うなら、それでいいと思います。ただ下部組織が何と云うかは別ですけども、それぞれの土地改良区がどういう結論を出すか別ですけども、連合とすればそういうことでしょうかね。

高橋部会長

そういうことですね。ではその下へ但し書きで、その株組織の同意は必要でしょう。

久保田特別委員

合意だとか、同意が必要だと。

高橋部会長

必要になりますよと、ということですね。はい、どうぞ。

丸山特別委員

これは管理者というのは、誰を指しているのが良く解からないのですけれども、一応水利権の許可ということになると、これは国土交通省ですから、国土交通省に申請すれば課題として取り上げるというような意味ではないですか。この管理者の意見ではというのは、これはちょっと、ここでいう管理者の意見というのは、土地改良区かな、これは、けれども申請すれば問題ないというのは、

高橋部会長

問題ないということは、私は反省しています。

丸山特別委員

申請すれば国土交通省では、問題として取り上げると、そういうことではないですか。いい、悪いはまた別の話ではないですか。

高橋部会長

別の話ですか。ただ久保田さんの意見は、物理的といいますが、量的には問題ないよと、ひとつある訳ですよ。量的には問題ない、そして正規なルールで申請すれば可能ですよと、但し株組織がいいですよという話ではないですよと、こういうことです。これをそういうふうに入れるということですね。解かりました。その他、ご意見いただければと思います。ただ今ここで、もしダムなし案ということになりますと、一番問題なのは、同じ6ページの中で、流況調査をすぐやるという問題があるかと思うのですが、どうでしょう、豊科建設事務所さんにお伺いしたいのですが、私は何と言いますか、それが絶対でなくてもいいですから、少なくとも1年くらい、四季を通した1年間くらいの流量を把握していただいて、そしてそこでひとつの目処をつけて、暫定豊水権を三郷村に与えてほしいなと思っています。そういうことは、そういうものでは豊水権の許可というのはおろしていただけないのでしょうか。はい、どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

暫定豊水ということ、今の維持流量のための流況調査と、話を分けて考えた方がいいと思うのですけれども、維持流量を減らそうというか、現状を調べて少なくすればいいというのは、要するに今、許可水量が非常に基準湯水流量を相手にして少なくなってしまうので、まともな許可を得るのに1,800しか残らないという流量があったのを、何とか増やしたいというのがひとつだと思うのです。暫定豊水というのは、流況の山の部分にある、今許可として与えられるものの、まだ上を必要とするということなので、維持流量うんぬんの流況調査と、考えを分けられた方がいいのではないかなと。

高橋部会長

いや、私が言っているのは、もっと単純に、この実際の曲線を出していただけないでしょうかと、こういうことです。これを皆さんまた10年くらいの調査が必要だという話になってしまうと、私は困るものですから、当面1年くらいの、このいわゆる持流ですね、持流なるものを把握していただけないでしょうかと。

幹事（豊科建設事務所）

私、今考えていたのは、流況調査というのは、取水したあとの下流の流況調査と思っていました。

高橋部会長

そうではなくて。

幹事（豊科建設事務所）

上流では、調査していますので、自流がダム地点ではないのですが、自流でどのくらいの流量が流れ込んできているかというのは、もう今、データとしてはあるという。

高橋部会長

それは上流でしょう。

幹事（豊科建設事務所）

上流です。

高橋部会長

そうでなくて、今実際、取水している地点での流量、持流の調査をしていただくことが一つ、南黒沢での流量調査をしていただければと思うのです。そうすると、このカーブが出ますと、おのずから出てくる訳ですよ。

幹事（豊科建設事務所）

要するにダムの地点、今の砂防ダムの地点での本当の流量を調べると、こういうことですか。

高橋部会長

そういうことです。ダムを造るための調査ではありませんので、それは可能でしょうか。ここが一番大事なものですから、これが進まないと、次のステップ踏めないものですから。

幹事（豊科建設事務所）

一応、今山越沢という所でやっているのは、あそこが一番流量をちゃんと測れる場所といいますが、コンクリートの落差工という施設があって、そこで流量が計れるということでやっていて、それを基にやっぱりダムの計画も立てていますので、流域換算した数字が、やはり自然流入量というふうに認識してよろしいのではないかとは思いますが。ですからダム地点での自然流入量というのは、そういうことで換算できるのではないかと。

高橋部会長

それは残流域を考慮してできますよと、こういうことですか。

幹事（豊科建設事務所）

そうです。

高橋部会長

それでいいですか、久保田さん。例えば今の計って、どのくらい上流でしょうか。

幹事（豊科建設事務所）

流域面積だけ見ると、ダム地点で5.4km²という流域面積、集水域をもっていますけれども、山越沢では2.25km²だったと思います。約半分くらいの流域なのですが、その観測、それはもう10年以上観測データあります。山越沢でとっている流量を倍くらい、流域で割り返してといいますが、掛けて倍くらいにした流量が自然流況だろうと、そういう認識でやっております。

高橋部会長

そうすると、それだと今でもすぐできる訳ですね、このカーブは。

幹事（豊科建設事務所）

その換算でよろしければできます。そのハイドログラフといわれる、こういう1年間なら1年間の、それはできます。

高橋部会長

はい、どうぞ。

丸山特別委員

現在三郷村で取水している水量、実態をちょっと把握していただいて、それから考えていっていただければいいと思うのですが、ご承知のように、地元との協定では、常時4,800m³/日、三郷村は取水するということになっています。実際には流量はそれ以上あるものですから、現実的には5,000m³/日～6,000m³/日を常時とってしまして、渇水期の時には下から補給水を上げていって、そういう実態なのです。ですからここに既得水利使用量の把握となっているのですが、それが許可できる4,100m³/日と比べていくと、相当な乖離があるということは確かですが、実際に5,000m³/日～6,000m³/日とれているという事実はやっぱり認識していただいて、三郷村の渇水期以外は、下のポンプは動いていない時が多い訳です。その辺の状況をやはり念頭において考えていただきたい。それから暫定豊水水利権というのは、私も良く解からないのですが、ダムを造れば1,000m³/日とれるというようなことでやってきている訳ですから、1,000m³/日分これは上乘せが当然できるのではないかな、暫定豊水水利権として上乘せできるのではないかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

高橋部会長

私の方で答弁すればいいのですが、この曲線が出ればすぐ可能なのです。しかも今5,000m³/日とっている。

丸山特別委員

ダムを造るとそれが平らになる訳ですか。

高橋部会長

いや、ダムは関係ない。ダムはこれをみんな溜めようとしているけども、そうでなくて、ダム造らなくても、必要な既得権の水利権をここまでとりましたよと、余った水、この高いところ、この部分は許可くれますよということだから、これが出ないと量が出ないのです。

丸山特別委員

許可できる水利権は4,100m³/日と言われてしまうから。

高橋部会長

ですから、それはダムを造るために計算した値なのです。

丸山特別委員

それは解かるのですが。

高橋部会長

ですからそれを、実態を私は調べていただければ、少なくとも数字は出てきます。今、丸山委員が言われたように、実績として5,000m³/日とっていると、こう言っている訳ですから、非常に矛盾があるというのは、委員の方々から皆そう思っている訳ですから、その辺の検証をしていただければありがたいなあ。はい、どうぞ。

久保田特別委員

今の部会長のおっしゃられているのは解かりますけども、部会長のおっしゃられているのは、今まで出ている数字と実際とは違うのではないかということですよ。ただそれで、豊科建設事務所さんの方にお聞きしたいのですけども、ダム計画というのは、今言ったことで計算して出たのが今までの数字だということですよ。ですから、部会長がおっしゃられているように、違うのではないかということはないということですよ。そこら辺を確認したいのですけども。

高橋部会長

はい、どうぞ。

幹事（豊科建設事務所）

そうです。ダム計画でやっているのは、もう実情を反映していると、私共は思っています。それでちょっとすみません。資料40、たびたびあります、40という資料をちょっと皆さんご覧いただきたいと思いますのですが、40の裏面でしたか、絵をお出ししているかと思いますが、よろしいでしょうか。

高橋部会長

久保田さん。私違っているのではなくて、これは新河川法で2,300という維持流量をとってしまふものだから、4,100という数字が出てきている訳ですから、そこはちょっと違うのです。

幹事（豊科建設事務所）

すみません、いいでしょうか。この絵、3つあるのですが、一番下の絵をちょっとご覧いただきたいと思うのですが、従来から申しています一番左側の黒いのっていうのは、10年に一度起こった時の予想される湧水の流量、これはダム地点、砂防ダムの地点と思ってもらっていいですが、この流量ですけれどもこれが0.048、これが日量に直すと4,100m³/日ですよという説明を前に申し上げました。それで右端の0.077っていうのをご覧頂きたいと思うのですが、これが平均湧水流量ということで、流況調査をして、それを平均的に毎年の湧水流量ってどの位なのというふうにしますと0.077という数字で0.048よりもかなり多い。真中の線と比べて頂きたいのですが、真中の線というのが使いたい流量なのですね。一番下が雑用水ですね。真中のところが水道で0.056ということで、これがあります。それから非かんがい期、維持流量0.027で、ちょっと長さ的に見ますと少し維持流量足りないのですけれども、充分取れているというのは、なんとなくわかる話であります。従って流況調査があながち現実と乖離しているというような認識で私どもはおりません。とれるはずなのですね、普段なら、ということです。ただ水利権については、どうしても安定取水というものを考えるので基準湧水流量というもの、安定的な流量に与えるものになっているということです。以上でございます。

高橋部会長

はい、どうぞ。

久保田特別委員

そういうことございまして、要は、今までの部会では、部会長ずっと言っておられたのですが、法律や基準に合致したということでずっと言っているわけですよ。そういうことで、検討したものですから、やはりダム案しかないのですよね。法律に合ったものということになれば、私も何回も維持流量はもう少し少なくと言ったのですけれども、マニュアルからはずれませんから駄目だということを幹事は言ってきたわけですよ。ここまできて、じゃああの私もいろいろ悩むところなのですけれども、ダムなしということで、ダムありで答申としてこの時勢にね、お金がない、環境という時に、本当にダムになるかと、それで結局蹴られちゃって、黒沢の水は三郷で全然使えなくて、ほとんど使えなくて全量地下水になっちゃうと。こういう話も、これでいいかと私は悩んでいるのですよ。ですから、ここで、今、部会長が提案されているのは、この法律基準をガチガチやるのじゃなくて、その実態にあったものをこの地域として、やっていった方がいいんじゃないかと、そういう事を提案されていると思うのですけれども、だから私とすれば、この部会の皆がそのほうがいいよと、名をとるよりも実をとろうじゃないかと、そういうことならね、そういうことで、いろいろ又話は別だと思うのですよ。法律基準といえばもうダムしかないですよ、これは絶対に。そこをね、皆で確認して、進めるということだと思うのです。そうすればね今の暫定豊水権の話もありますし、維持流量だって、維持流量でコンマ5なんか流

さなくていいじゃないかと、下流のその自然保護のことばかり言って、それをやることによって、かえってダムの上流側が自然破壊がでかくなっちゃうと、これはいったいなんだと、そういう話になるわけですね。ですからあの今までの中でも、地元が良ければ、そういう事だつてとおるじゃないかというニュアンスもありますのでね、本当にあの実態としてそうかということになれば、やっぱり本当にあの基本の話をごとこであの合意を得てね、それで進めていくということだと思いますけどね。それじゃないとね、いくらそういう話たつて、いや法律どおりだよと、ダムしかないですよ、絶対これは。だから皆で本当に実態に即したものを考えて県に上げようとそういうことになればそういう話で話はまとめると私は思います。

高橋部会長

非常に建設的なご意見ありがとうございました。今の久保田さんのご意見に対して何かありましたら。はい、どうぞ。

丸山特別委員

今のことはですね私どもも、私も、その審議の途中の中で、例えばダムの縮小案とかそういう話は持ち出した経緯がありますね。ですから、その中でやはり、なんとか現在の取水している容量については確保できるような形で持っていければという意味合いもあったし、いたずらにそのダムを造らなければいけない、ということにとらわれていたわけではないと思うのですよね脱ダムの主旨もわかるわけですから、ただ今久保田さん言われたように、いろいろ審議する中で、えー水利権の問題等いろいろ考えていくと、せんじ詰めて行くとダムきりないのじゃないかということでごとこで今まで流れてきたわけなのです。ですから、そういう、その法制度を改正するというようなお話も出ました。そんな中で今の例えばその取水等についても、そういったような広い意味での理解が得られるということになれば、その例えば 5,000m³/日、6,000m³/日とれる、そういう事実を見つめなおして頂ければ理解出来るのじゃないかと思うのです。

高橋部会長

その他、はい、どうぞ。

植松特別委員

はい、久保田委員や丸山委員の意見非常に建設的で前向きでいいと思いますけれども、ただ一つだけね、今の法律に即して言えばダムしかないというような意見でしたけれども、逆に私の専門の環境問題から言えば、法律に即していればですねダムは造れないのじゃないかという意見もあるわけですよ。というのは文化財保護法の方もそうですしね。ちょっとそのへん豊建さんにお聞きしたいのですけれども、前ちょっと私お聞きしたところで貴重な動植物まだ他にもいるのじゃないかということであったのですけれども、それについてはどうです。

幹事（豊科建設事務所）

今、植松委員のほうから、ご質問というかご指摘があったのですけれども、第 10 回の部会の

中で植松委員のほうから、アズミトガリネズミについて生息等確認しているか、そういうようなお話がありました。アズミトガリネズミにつきましては平成 12 年度の生物相調査時に生息を確認しておりました。これについては環境庁のレッドデータブックに載っている種でございまして、準絶滅危惧種ということで指定されてございます。そのアズミトガリネズミにつきましては資料 20 の事業とのかかわりから抽出した注目すべき生物というところでも林床性小哺乳類として分類しており、生息状況や生息環境調査など詳細な調査を実施する予定としていたものでございました。この部分については前回のその発言のところの訂正をお願いしたいと思います。また、国の天然記念物のヤマネという生物につきましても、平成 13 年度から実施しておりますモモンガの生息状況の調査時に確認してございます。これにつきましても、コヒオドシなど他の天然記念物と同様に、事業の進捗にもよりますけれども詳細な調査を実施して教育委員会と協議を行っていく必要があると考えております。以上です。

高橋部会長

はい、どうぞ。

植松特別委員

はい、あのすみません。今ちょっと各論のほうへ行っちゃったのですけれどもね、この今県の、豊建さんの説明にもあったとおり、まだこの委員会の資料には落ちているような、そういった法的に対象になるですね生物がいるということなのですね、現実には、そういった場合には代替案、対策案というのが当然あるでしょうけれども、法律にのっとって言えばこのままでいけばダム建設というのは非常に対策をとるのに時間がかかると、非現実的だと、そういった意味であの今この維持流量とかですね、そういった事でいけば論理的にはダムじゃなければいけないという法的な根拠がありますけれども、環境面からいけば逆にダムは造れないという根拠があるわけです。両方の面で、今丸山委員と久保田委員の言ったように現実的にはどうしていったらいいかということを進めていったらいいと思います。

高橋部会長

はい、ありがとうございます。その他ご意見ありますか。この中で、今の続きですが、やっぱり調査とかというのはある一定期間をかけないとその結果が、出ないと思うのですけれども、特に私は地下水の問題、環境の問題等についてはですね、やっぱり一定の期間を頂いてそれでやっぱりその成果がどうだったか、いわゆる結果がどうだったかというのは、やはりそういう会を作って頂いてですね、それを担保するという、そして確認していくという方法が必要かなとこう自分では考えているのですが、そのへんはどんなものでしょう。もう、お役人に任せますよということによければそれでもいいのですけれども、はい。

丸山特別委員

5 ページの 4 の対策案の財政の話がありますね。これ現法制下で審議するのは部会としては限界があるとなっているのですけれども、やはりある程度の見通しを立てていることは必要じゃな

いかでしょうか。それとこの間の公聴会の時にも意見が出ていましたけれども、その県としては必要により財政的な支援をするということがありましたけれども、私らが聞いている範囲ではダム債を含めて県ではその水道についての支援はないというふうに聞いているのですけれども、もう一度このへんは特に政策室でおいでになっていると思いますので県の考え方をお聞かせ頂きたいと思います。

高橋部会長
県の考え方を

事務局（治水・利水検討室）

はい、今日政策秘書室のほう、それから財政改革課のほうがこの会には出席しておりませんので申し訳ございませんが、その後の状況変化はございませんので、今までと同じ回答であると認識しております。

丸山特別委員
支援は無いという事。

事務局（治水・利水検討室）

この間の委員会で行ったのは、脱ダム債というのに限って言えば、適債事業でなければなりませんので、現行の法制度下では、水道事業に使うことは出来ませんという事だったと思います。

丸山特別委員
その他の財政支援については。

事務局（治水・利水検討室）

それにつきましては部長答弁にあったとおり、答申に盛り込まれれば県は検討していくということでございます。

高橋部会長

この問題はですね、部会ではもう限界だと思うのですよ。絶対返事はできませんよ、どこへいっても。それはわかりますけれども。わかりますけれども限界ですから、私はその利水ワーキングの提言の中へもう少しね、具体的なものをおりこんでということで、ワーキングで検討はしたいと思っているのですよ。例えば当初ダム造る時にね県が負担したであろう金くらいは出すべきだろうとかというものはやっぱり出さざるを得ないだろうと。これは委員会の中でも意見は出ていますし、その他、はいどうぞ。

植松特別委員

先ほど部会長の投げかけられた話の続きなのですが、その県の方にいわゆる流域調査や環境調査をいろんな調査をやってそれをもうワンクッションおいて県以外のですね、何か小委員会みたいなこと仰ったですよ。私もその考え方賛成でしてね、これから、あの県の方はまだ、いろんな調査、ダム造るにしろしないにしろしていくと思うのですよ。それを検討する、小委員会なりですね、何らかの形でこれをあの残したほうが良いと思います。というのは、これまでそうしたデータがありながら、誰も検討していなかったと、で文化財に関するものが出てきたとしても何もしてなかったという非常に県の調査の手遅れがあるわけですよ。そういったことも含めてですね、それを報告する委員会というものは是非県レベル、豊建さんレベルでもいいのですけれどもね当然、つくって頂きたいと。それはあの環境のだけでなく水利権の問題も含めて地質調査全ての財産含めてですね、小委員会を是非つくって頂きたいと思っています。

高橋部会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

宮下特別委員

私もそう思います。我々の答申案に対してそれを裏付けるような、調査をして頂くということ、地下水の問題にしてもそうです。三郷の場合は梓川水系だと言われてますし、わさび田の方は烏川水系だということも言われてますので、そのへんの調査も必要ですので、そういう意味から小委員会というのは必要だというふうに考えます。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。どういうレベルになるかはわかりませんが、一応黒沢川部会としての提言として、そういうものを作るべきであるという提言はしたいと思います。よろしいでしょうか。はいどうぞ。

丸山特別委員

それからその調整池の用地の確保についてですけどね、確かにこの赤沢えん堤付近と骨材プラント跡地、ここは何とか確保できるじゃないかと思うので、これで19,000m³/日となっていますけれども、これではとても足りないわけなので、その他のことについてこれ全然ふれていないのですけれども仮に黒沢の流域でこの他の用地を確保するということになると、これは地権者の問題とかいろいろありますし、すでにあそこが三郷村のグリーンベルト地帯というような位置付けをしてありますのでね、そのここ以外をあの調整池の用地として確保するということはかなり厳しいじゃないかなと思っています。そのことについてはこれふれていないような気がするのですけれど。

高橋部会長

はい、19万というのは概算でございまして、それがいくらになるか、それから河川改修が先ほどチェックするなかで今の改修でいくら流れるかという検証をすれば、他に必要かというのもま

だわからないわけですよ、ダムのカットと違いますので、ご意見の中にもありましたけれども上で溜めるより、下で何とかしなくちゃいけないという、流量は下のほうが大きいわけですから、そんなご意見もありましたから、それは検討せざるをえないと思っているのですが、この前の皆さんの話の中でも一定のところを決めてしまうと問題があるでしょうと、そういったところを否定しちゃつと問題がでるから、という話があったものですからあえてここには載せませんでしたけれども。ダムで計算するとそういう量になるのですけれどもやり直せば少し変わるかなという期待感はあるのですけれども、そのへん豊建さんどうでしょうか。感触でけっこうです、なんとか。

幹事（豊科建設事務所）

今の19万の話ですか。

高橋部会長

絶対だめですよという話じゃないですよ。

幹事（豊科建設事務所）

確実じゃなくて単純に概算なのですけれど、前回もご説明したかと思えますけれども、たまたまその29万必要というのは、大えん堤から合流点までの間の流量でやっていますので、たまたまそれがダム地点のカット量と同じになっただけであって、一応概算では29万ぐらい必要だという認識は持っております。そうです29万はそれほど数字的に変わらないかと思えます。ただ19万の方は図上でやっていますので、現地測量したわけでもございません。このへんはちょっとまだ、なにしろ図上で数日でやったものですのでなんとも言いようがないのですけれども。

高橋部会長

その他ご意見ありますか。さきほど、久保田委員さんからご意見頂いたわけですが、どうでしょうね、ここで確認はまずしていきたいと思うのですが、ダムか、ダムなし案かということになるかと思えますけれども、全体の私の感触では先ほど久保田さんにもいわれましたが、名をとるか実をとるかということだと思えるのですけれども、情勢といいますか、適当な言葉私わかりませんが、もうダムなし案というかたちの中で現実性をどれだけ深めていくかというかたちになるかと思えますけれども、どうでしょう。いかにその現実性に近づけていくかと、実をとるかという。

丸山特別委員

法制の事を解決するということになればいいのですけれども、最後やっぱりこの間の話のとおり三郷村が河川法に違反しているのじゃないかというような話皆さんが言われるようじゃ心外なのです。そう言う事じゃないかと思うのです。

高橋部会長

心配されるのはよくわかりますけれども私は逆にあの見なおしさせて頂いて正規なものでやるべきだろうと。逆にそれの方が正しいのじゃないでしょうかと私は思うのですが、水利権の問題については、これは県はやらざるを、法とか何とかという話じゃないと思うのですよ、やらざるを得ないのじゃないでしょうか、と私は思います。

丸山特別委員
4,100m³/日。

高橋部会長
数字はね、ちょっとわからないですよ、これ。

丸山特別委員
とてもじゃないけれど、理解できないのですよね。

高橋部会長
私も理解できません。

丸山特別委員
果たして可能かどうかということになると、これは大変な問題じゃないかと。

高橋部会長
ですから私は最初から数字は、本当は必要なのだけれど、それはやってもらわなくちゃわからない。維持流量の2,300というのが本当に必要なのかどうなのか、それもわからないのです。計算法でいけばそうだということですから、久保田さんどうですかね、そのへん。どういう異論がありますか、やり方が、現実論として。丸山委員にしてみれば、現状を維持して欲しいということだと思ふのですよ。ダムはなくてもいいけれども現状維持をしてくれということだと思ふのですけれどね。

久保田特別委員
私もここまでくれば、実をとった方がいいかなという気もしますけれども、これはね私が言ったからということじゃなくて、それぞれ他の、それこそ一人ずつお聞きしてもらって確認してもらった方がいいと思いますけれどね。

高橋部会長
私は最初から多数決とるつもりはもともとありませんし、紳士の皆さんですから多数決じゃなくても、名をとるか実をとるかということだと思ふので、はい、どうぞ。

田宮特別委員

久保田委員さん、あの非常に複雑な発言をされたわけですがけれども、むしろ異議のある人の意見を聞くということでもいいのじゃないですかね。全体としてはもうだいたいご理解もされているし、そういう点でそのことに特に異議があり、問題がありという方のご意見を聞くということの方がいいのじゃないかと。

高橋部会長

ありがとうございます。そういうことで、まだ、いいですよ。

二木特別委員

そういうことも考えられますがね、私はやっぱりダム案をやっていきたくて、やってもらいたい。25日の公聴会においても、そういう意見もたくさんありましたし、また私も村民という立場でいくと、やっぱり村民の皆さんに負担をかけることがどうかと、こんなことも思いますし、本来はこのダムありきの話の方があったわけですから、それをま、いろいろの面で、知事さんが再選されたということもありますけれども、やはり、私もここの部会へ出てきた、で論議する中でやはり、ダムがあったほうが、ダムを造って頂いたほうがいいじゃないかとこのように思いますので、一概にダムなし案ということと、それから、今丸山委員からのほうも現状のダム利用で水を確保したらという話もありますが、そのへんもまた一つの案だと思いますけれども、私はこういう与えられた委員の一人としてダムありきでお願いをしたいなとこのように思います。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。どうでしょうかね、その他。

丸山特別委員

私の言った事を誤解されたかもしれませんが、私はもう十数年来そのダムということで、ずっと計画されてこれは県でやったことなのです。で計画したのは村にも定着していたわけですから、私らはそれが一番いいなと思っていますけれども、いろいろと脱ダム宣言なんか以降のあれ見えますとやはりその脱ダムということについては私もそれなりに理解しているわけで、そういうなかで考えていくと、出来ればダム、それから縮小案とかいろいろありますけれども、そういう中でやはり可能性はないものではないかなものかなと思っておりますですから、今先ほど言ったように法制上の問題こういった点を全部クリアしていくということになると、逆にまたこの前のようにダム案に戻るじゃないかということは私の個人の意見はそういうことです。ただ三郷村としては一応現実に5,000m³/日から6,000m³/日常時取っているわけですから、そういうのを現実的に見つめなおして考えて頂きたいということで提案申し上げたわけです。

高橋部会長

はい、どうぞ。

宮澤(孝)特別委員

今の部会長さんから出されいるこれからいきますとね、分配案ということになるわけで、先ほどこらいわれていることわからないじゃありませんが、やっぱり法をカバーするというのも非常に大事なことでありそうですし、それから維持流量とか細かい案件に入ってくると若干問題があるかと思えます。それと、振り返ってみて一番ひっかかりますのは、やはりちょっと村長さんふれられましたが、ダム縮小案いわゆるB案の十分な討議がなされた経過がないわけですから、それらを含めると私も財政ですとか法をカバーするとか、或いは住民の意識といいますが、意思といえますかね歴史とかそういうものもありますから、それらを一切含めてダム案を私の場合にはちょっと後退するような今の時点では後退するような印象を受けるかも知れませんが、ダム案でいきたいとこんなように思います。

高橋部会長

ありがとうございました。その他何かご意見ございますか。また元へ戻ったというようにいわれますので、戻すつもりはございませんが、おおかたの方が理解をして頂いたとダムなし案で実をとろうという方向でご理解を頂いたというように私は今感じておりますけれども、それでよろしいですか。はい、ありがとうございました。それでは、報告書の作り方でございますが何かご意見がありましたら、あるかな。各部会がなにか別に決まっているわけではないのですけれども、こう同じようなスタイルですよ。そのへん何かコメントありますか。

事務局（治水・利水検討室長）

今、部会長のほうから話ありました、部会報告は決まったものはございません。各部会それぞれいろんな様式があるのですけれども、ある一定の、一つございますのは部会の読めば一連の流れが一通りわかるという形でというのが、他の部会でございました。それで部会報告として、まずスタイルははじめにということで、前段の部分それから現状がどうだということで、その治水利水の現状ですね、黒沢川部会はこの現状であると、こういったこと、それからあと内容とすれば審議してきた経過ですね、この前の14回ですか15回審議してきた内容についてこういったことを審議してきてこういう結論がでた或いは課題が残されているとこういった審議の状況を治水面、利水面含めまして環境でありますとか、そういった各分野方面について書いた例が多くなっております。それからそれをいろいろの経過を踏まえた中で治水案、利水案のいわゆる対策案をこういう形でまとめたという事、それから最後にそれからどの部会でも公聴会やっておりますので公聴会の様子といいますが、意見を述べております。それでそれを踏まえまして最後にまとめということで部会のまとめ、さらには今後の課題というようなかたちでまとめております。それからそれに、附帯といいますが資料として財政ワーキングでいろいろ出された資料さらには細かな審議状況日を追ってといいますが、回数を追っての状況を記したものの、さらには公聴会でのこういうかたちで資料を出したとそういったものも添付資料としてはあのついでおる部会報告になっております。以上ですが、よろしいでしょうか。

高橋部会長

ありがとうございました。

丸山特別委員

答申の中にダム案についてはふれないということですか。答申の中にはダム案について、例えば今の法制の話とかですね、そういったことをクリアしていくにはというようなこともあるのかと思うのですが、ダム案については全然ふれないということですか。

高橋部会長

いや、ダム案で審議したものは入りますよ。

丸山特別委員

課題というようなことはふれないのですか。法制上の問題点みたいなものは書く必要あるじゃないかと思えますけれども、いかがですか。

高橋部会長

ですから私の書いた中にもあのダム案で

丸山特別委員

じゃこの一番最初に。

高橋部会長

いや、べつにないとかあるとか、入れればいいわけですから、それ皆さんのご意見でこれ入れなさいとか、はい、どうぞ。

務台特別委員

部会長さん、今これで地下水案のみにまとめるとそういうことでは。

高橋部会長

いや、1の方の分水案。

務台特別委員

地下水にはこだわるとかそういうことではないと。

高橋部会長

地下水というのは、どう見ても難しい無理だろうし、現にさっきから言っているように黒沢川に水が現実としてあるのですよという発言も出ているわけですね。そのへん確認しなかったので申し訳ないのですが、水利権分配案ですか、全量地下水案というのはあの落としたいのですよ、よろしいですよ、それで。これは、それこそ実現性がないと思うのです。はい。それ確認しな

くて申し訳ない。

中村特別委員

その今いろいろいわれました附帯項目がうまくいかない場合はどうするかというようなこともちゃんと書いておいて頂きたい。

高橋部会長

ですからさっきそれについては、会を作って頂いて少なくともチェックしていきたいなど。

中村特別委員

そういうことを強調しておいて頂きたいと思います。

高橋部会長

県では地下水の調査もやりますよと、こっちがやりなさいよといってもやらないかやるかをチェックするといえますかね、それもチェックをしながらその成果についてもチェックしていくというのは提言として出していきたい。失礼しましたね。その全量地下水案というのはどうも現実味がなさそうなので、どうでしょう、これはちょっと村民に受け入れられないだろうし、はい。

宮下特別委員

やはり黒沢川の水利権確保をする必要がありますので水利分配案がよろしいかと思います。

高橋部会長

ありがとうございました。はい、どうぞ。すみません確認しなくて。

田宮特別委員

全量地下水案ということについて、財政の問題の負担に非常に懸念されたと住民公聴会でも、そのことがあの財政ワーキングのああいふ、あれを信頼してやるかどうかという問題別にしても住民に充分説得出来る理解できる内容で出されてこなかったということの反映としていわゆる三郷の水道料金の跳ね上がりという問題がね、やっぱり心配として出されていたと。こういうことから考えて、しかしそのそれとわさび田の影響の問題ですね、非常に大きな問題があるということで、今すぐにそこへ求めるという点ではかなりやっぱり住民のご理解等々が必要になっていくし、ということなのですね。そういう点と議論されてくる中でやはり現実に黒沢の水をこうね、取ってきたという歴史が、そういう問題で法整備の問題等々ありますけれども、やはりそういうことを大事にしていく現在のやっぱり状況大事にしていくということがやっぱり、大前提としてね、現実的な対応としてあるのじゃないかということで、必ずしも私は全量地下水を否定した訳ではありませんので、そのへんは可能性として残っているわけですから、そのへんはちょっと、なんというのですか、提言の中へでもそういう問題もあるということを入れて頂ければね、提言としてというか、附帯意見としてでも結構ですので、入れて頂ければ結構というふうに思います。

高橋部会長

ありがとうございました。はい、

丸山特別委員

それとですね、知事の構想の中にその水道事業の特区

を作るというような話もお話も出ているのですよね。それで、その中に暫定豊水水利権の話も何か載っていて私見た訳ではないですが、そんな話も聞きましたので、ここでいっている暫定豊水水利権を三郷村で利用するということについては重く受け止めてひとつその答申をするのだったらお願いをしたいと思います。

高橋部会長

皆さんのこの資料にはないかもしれませんが、私この前回の委員会に出られませんでしたけれども、委員会資料の中には、村長さんが申請して許可になった、これちょっとあったよね。資料この前の委員会の資料。暫定豊水権の許可のやっぱりその町もあれだよ、違反にしている。滋賀県の信楽町で、やっぱり三郷村と同じようなケースで、ケースってあまりよくありませんが、そういうものがありまして、村長が申請をして許可を頂いて例がここにありますので資料として渡しますので、是非今度は村長という立場で、委員じゃございませんので、知事に強力な要請をして頂いて、バトンタッチしますので。申し訳ありません、それちゃって。この報告書というのがですね、私はあの各部会のを見えていますと何と申しますか、一番大事なところが、外れている。書いてはあるのですよ、書いてはあるのだけれども何かここだけは言いたいという所が強調する事だけをね。読みっこないのですよ、いくら厚くしてもはっきり言って。なら私はその本当に大事なところだけをこう、まず最初にね、うたって、これだけはやれとやらせるというようなスタイルも考えてみたのですが、なにかご意見ありますか。はい、どうぞ。出来たら皆さんの方であと作って頂ければありがたいと。

植松特別委員

一番大事なことというか、原点なのですけれどもね、今回の黒沢ダムの場合には利水をどうするかということでしたよね。で、2010年に水が足りなくなると。そういったことから始まった部会ですけれども、非常にあの欠けていることは、私個人的に言いますとやはり節水という概念なのですよね。本当にそれだけ水が2,000m³/日足りなくなるのかどうか、確かに人口の推移というですね、県がコンサルに依頼したデータではそういったことであり、私達も納得しました。しかし私公聴会聞いて非常に勉強になったのは、二つありまして、公共下水道が完備したと、あるいは広域排水路が完備したと。広域排水路の場合にはこれこそ水の湛水能力、貯水能力を妨げるものなのですよね。水を一気に流してしまうという。一方でそういった排水路を使いながら地下水がなくなるから涵養しなさいと。公共下水道が本当に合併浄化槽でいいかどうかというのは又別なのですよ。あの関西、神戸の大地震のときにはそのトイレのことで非常に問題になりました。そういった意味で節水とかですね、意識改革あとの農業者の方が公聴会でも言いましたけれども、

その環境に対する、いわゆる日照りの時どうするかとかですね。これは世の中の方、公務員も含めて、民間モリストロもあたり給料下げるといって皆苦しみは一緒です。そういった中でですね、やはり意識を改革していくと、これから10年20年先ですね、そういったことが一番大事なことだと思います。そういった節水という意識があればあのこれは、水がこれほど豊かな国は、皆さん議員さんたちは海外何度も行っていると思いますけれども海外視察で、水がこれほど豊かな国はないでしょうし、でそれで水が足りない足りない、水で困っていることから国から考えればこんな驚沢なことないわけですから、あの是非節水とかですね、環境を大事にする、いわゆる暮らしを見なおすと、こういったことを是非巻頭言で文言として付け加えて頂きたいと思います。

高橋部会長

その他特にこの点だけはという載せたいという項目ございますか。ありましたら、はい、どうぞ久保田委員。

久保田特別委員

私特にというのはやはり、南小倉の農業用水の関係ですね。これは本当に、全額補助を出してもらわないと、南小倉の人達には農業をやるなど、それと同じ事ですので、是非これは強調して頂きたいと思いますし、ダムなしで今の確か話あったのですけどね、あと分配案で先ほどのようにいろいろ見直した時に、だいたいどのくらい黒沢から取れるってのがなければ、いままでどおり、農業用水で300、村の水道で300、これだけではどうにもならないのでね。ある程度の、最低これだけは黒沢川から取れるのだと、それがなければ、皆さん安心やっばりできないですよ。やってみたら元に戻って300ずつしかとらなかつたのじゃ、これどうにもならない話なので、そこを少し細かい数字は出ないとしても、ある程度安心した数字が出ないと、これ本当に部会案、一致した部会案と言う事にならないのじゃないかと思って私それ一番心配なのですけどね。

高橋部会長

私が一番悩んだのはそれ、最初から私はそれに悩んできている訳なのです。ですからさっきもああいう質問してきている訳ですが、現河川法上で2,300という維持流量というもの決められてしまうと、数字的には村長さんもたくさん取っているよと言うけれども、そういう形になるのでね。私はダムを造る為に維持流量流す為にダムを造るのですかっていう、逆にそう言う論法になってしまうのでしょと、それはおかしいでしょと。人間が大事か、魚が大事かという話だと思っただけけれども、ですからそのへんの矛盾差があるものですから、ここから本当に数字を出していかどうかというのは、私も実は悩んではいるのですけども。そのへん今度は村長さんの出番ですけれども、そのへんは村が、そんなに細かい数字はどうでもいいのですけれども、だいたい湯水期と言えは2月だと思っただけですよ、最湯水期というのは2月のはずですから、そのへんで村も少しチェックしてみるというくらいはあってもいいし、当然行政が統計はやって頂くつもりではいますが、ちょっとそのへんもチェックして久保田さんの言われるとおり概ねこのくらいはとれそうだよというのはやっぱりないと、あの数字ではちょっと。

丸山特別委員

現状の量でいくと、どれ位になる。

三郷村

各月の水量という事でよろしいでしょうか。

高橋部会長

はい、いいですよ。

三郷村

水道の関係ですけれどやはり部会長仰られたように、一番湯水期が2月前後になります。これがだいたい日量上えんの方に若干しか流しておりませんが、最低10年間の中で最低の年が2,300m³/日くらいだというふうに思っております。あとやはりお盆過ぎですかね9月頃が、次の湯水期というかたちになります。それがやはり3,000m³/日くらいと思われます。あとはあの豊水みたいなかたちになりますので、たくさんとれるようです。

高橋部会長

はい、ありがとうございました。だいたい目安はつきそうですね。はい、その他、さっき手をあげられた、はい、どうぞ。特にこれだけは入れておくということ。

宮下特別委員

私は附帯事項を強調して頂きたいなと思います。まず第一点は代替案であるので財政負担は国、県が考えて頂きたいということと、それから黒沢川の取水に対する水利権は法改正なり、県で検討して頂きたいということ、それから農業用水の融通性も村、国、県の調整でもってやって頂きたいということと、それから地下水の涵養ですね。これはやはり安曇野全体として考えていかなくてはいけない問題だということで、これはこの安曇野の自治体にも求めていくべきことだと思いますので、そのへんも我々自身としてもやりたいのだということを入れてもいいのじゃないかなというふうに考えますし、それから河川や道路舗装などの工事方法で、それも地下水の涵養に大きく影響してきますのでそのへんの、工法の検討を今後充分考慮してくださいというかたちで、五点なり六点ぐらいの附帯事項を強調していきたいと考えております。

高橋部会長

ありがとうございました。事務局でこれからまとめに入りますけれども、一応素案ができた時点で各委員に発送してチェックをしてもらいましょうか。よろしいですか。そういうやり方でよろしいですか。2月4日でしたよね、委員会。それまでには間に合わないかな。委員さんからバックしてきたのを、間に合わないですか。

事務局（治水・利水検討室）

今日が29日でございます。あと今月2日と、あと来月3日ばかりあるのですけれども、私どもも急ピッチで進めて、あのはじめにとかちょっと作ってあるところもありますので、今日の審議のやつを全部やってそれでも今週いっぱいぐらいお時間頂きたいと思います。2日ぐらいは、お時間頂きたいです。それで、あと委員さんにお送りして、それで委員さん方が詳細チェックして頂く時間が必要かと思っておりますので、それだけで4日、来月の4日ぐらいにはなってしまうのじゃないかなと思っております、そのへん。

高橋部会長

できれば、4日に委員会に報告を間に合えばなと、ちょっと無理でしょうかね。ちょっと無理ですね。ああそうですか。

事務局（治水・利水検討室）

私達頑張りますので。委員さん方の読む時間とかチェックの時間とか又ご議論お願いします。

高橋部会長

そんなかたちでよろしいでしょうか。一応案をつくりまして、皆さんに送付を致しまして、チェックをして頂くと。

久保田特別委員

部会は今日で終わりですか。

高橋部会長

部会は終わりたいと思います。よろしいですか。予定どうぞ。

事務局（治水・利水検討室）

今週中に検討というか、部会長の一応チェックを受けたものを今週中にはお送りしたいと思っておりますので、そうすると来月の始めぐらいに着きますですね、委員さんのお手元に。それでどのくらい日にちあったらよろしいでしょうか。出来れば来月、来週ですね、来週の中盤ぐらいまでにご返事頂ければ、その週の間には手直し等をして、部会長と相談をしてというようなかたちになるうかと思っておりますけれど、6日までぐらいまでに、あの今週中に私どもが発送できたとして、お返事は6日ぐらいまででいかなものかと思っておりますけれども。

二木特別委員

5日くらいだね、締めきりは、皆さんの方に着くまでに

事務局（治水・利水検討室）

6日くらいですね。そうですね。ちょっと短いですか。はい、5日に郵送して頂ければこちら

に6日ぐらいに着きますので。そんなかたちでいかがでしょうか。

高橋部会長

よろしいですか。直す必要がない人はそのまま、そういうようなことコメント付けて発送してくれます。

事務局（治水・利水検討室）

はい、かしこまりました。

高橋部会長

はい、どうぞ。

二木特別委員

我々の出す題ですけれども、題というか、脱ダムという事だと思うのですが、今言ったような現状のダムを利用するというような、どういう題目で出します。それをちょっとお聞きしたいのですが。

高橋部会長

ちょっと意味がわからない。どういうことなのでしょう。タイトルということなのでしょう。タイトルと

久保田特別委員

ダムなし案で決まったと出るわですよ、マスコミに。それで良いかということですよ。

高橋部会長

いやそれは。

二木特別委員

部会長さんね、今の話の中では既存のダムを利用するということですからね。そういうことでしょう。新規のダムは造らないけれども、既存のダムを使うということで、利用するということでしょう。そういうことでしょう。

高橋部会長

既存のダム。

二木特別委員

既存の今ある砂防ダム。

高橋部会長

砂防ダムは、それは現実の話はよく。

二木特別委員

現実にはそこから水とっているのだから、そういうことですか。そうすると、そのタイトルも自然にかわってくるよね。

高橋部会長

タイトルは部会報告として、先程来、説明しているようにはじめから、はじめにというところからずっと。

二木特別委員

それはいいですけど、黒沢部会は要するに脱ダムだと、ダムなし案で決定だという事になればタイトルは。

高橋部会長

はい、どうぞ。

宮下特別委員

これはですね、答申案、タイトルは答申案だと思うのですよ。答申案の中を読んで頂いてどういうふうに解釈するかというのが報道陣だと思いますので。タイトルはつける必要ない。答申案でいいと思うのですよ。

高橋部会長

タイトルは黒沢川部会報告書ですよ。黒沢川部会報告書です。そういうことでいいですか。

久保田特別委員

ダムなし案ではなくて、既存の黒沢川の水を最大限利用する案とそういうことです。そういうことだと思います、私は。

高橋部会長

そうですね、結論的には、最大限有効に使うということです。その一語につきると思います。本当のことじゃないですか。その他ございますか。事務局のほうで何か連絡事項ございますか。

事務局（治水・利水検討室）

それでは繰り返しになりますけれども、今日のいろいろなご意見をもとにして部会長とご相談する中で、報告案を作って、部会長の文章といいますが、それをつけながらお送りします。早急にまたご返事お願いしたいと思っております。特に私の方は。

高橋部会長

いいですか。はい、どうぞ。

植松特別委員

それでこれで事務局のほうで各委員の附帯意見を聞いてまとめると思うのですけれども最終的にできたものは部会長なりがチェックしてそれで提言するのか、最終的に例えば皆さんいろいろな意見が出ると思うのですよね、附帯意見として。それに対してそのまま是言してしまうのか、或いはもっと意見を言えるのか、というのは他の方も意見も当然入るわけですね、いろんな附帯意見を。それを誰が判断し、誰がチェックしてこれは入れよう、これは委員会の審議と違うのじゃないかとか判断して最終的にチェックは出来るのかということ、出来ないのか、或いはそれを部会長に一任してしまうのか、そこだけ決めて頂きたいのですけれども。私個人的にはですね、部会長一任でいいと思います。だけれどもそれに対して他の委員がこんなことおかしいのじゃないかというふうになっても又、私自身もありますからね。ですからそのへんをルール決めて頂きたいのですけれども。

高橋部会長

まだダブった意見もあるでしょうからそれはまとめますけれども、できるだけ多くの意見はつけて出すということでそれを又再度皆さんに返すということはちょっと出来ませんので、私のほうでそのへんはまとめます。で、完成したものについては又再度お送りします。こういうことでよろしいですか。他にございますか。なければこれで締めたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、それでは、今年の4月30日この部会が発足したわけでございますけれども、非常に15回という長帳場でございます。本当に熱心に真剣にご討議頂いたことに対して本当に心から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。行政の方々、特にほとんどが豊建さんの所管だったかと思えますけれども、いろいろご迷惑をかけました。ありがとうございました。我々立場上言いにくいこともたくさん申し上げましたけれども、今後は我々のこの部会の意見集約を是非尊重してできるだけ実のあるものにして頂きたいなとこんなふうに思っております。傍聴者の皆さんも本当に何回もご苦労様でございました。マスコミの皆さんも正しく報道して頂いたことに対しても感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。ご苦労さまでした。

(終了 14 : 00)